ISSN 0289-4130

研究紀要

第14号

1998

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

研　究　紀　要

第 14 号

1 9 9 8

財団法人　埼玉県埋蔵文化財調査事業団

目　　次

［論文］

菱形文の成立と変形、そしてその諸相……谷井　彪（ 1）

木曽良遺跡の研究（1）……村田　健二（ 25）
— 弥生時代の環濠集落を中心に —　剱持　和夫
書上　元博
石坂　俊郎
福田　聖
佐藤　康二

集落出土のヘラ記号からみる須恵器の生産と流通……末木　啓介（ 89）
— 武蔵国の場合 —

国司館（こくしのたち）の基礎的研究……田中　広明（119）

国司館（こくしのたち）の基礎的研究

田　中　広　明

要約　日本の古代国家は、地方支配の拠点として各地に国府や郡家を設け、各郡には在地の郡司を任用し、各国へは国司を派遣した。中央からの派遣官である国司は、主に国府近郊の国司館に留住し、国司館は、国内における経済的・政治的、そして都文化の発信地として成長していった。本稿では、菅原道真・安都雄足と国司館についての検討と、各地の調査事例の集成を行い、国司館を通じた古代の地方史像を構築するため、基礎資料の提示を行うことを目的としたい。

はじめに

美作介犬養沙彌麻呂は、国庁へ出仕せず、「独自在館」り公文に印を捺していた。国守の紀飯麻呂は、これを許さず、告発に及ぶ事態となった（『続日本紀』天平宝治５年（761）８月癸丑朔日条）。これは、すでに奈良時代から国司の赴任先の居留施設であった館が、国内の政治的・行政的な拠点の一つであったことを裏付ける史料といえる。

元来、館は、「①たち、たて、やかた。イ假寓の屋舎。はたごや。やどや。ロ役所･学校など人が定時に集まるのみで常住せぬ屋舎。②やどす。③やどる。やかたに泊まる。④づし。はこ。神の宿り止まる所。」等の語意（『大漢和』食部「館」）がある。館は、宿泊や留住のために建てられた建物であり、館の利用者は、本貫を離れ、一定期間ここに留まって用務にあたり、目的に基づいた旅の通過点として館を利用したのである。

そのため館には、「家」「宅」「屋敷」など個人や家族･家の所有にかかる意味は本来なく、本貫を離れた官人が、赴任地に留住していく平安時代以降、留住国司達の居宅に「やかた」や「たて」の意味で「館」が使われていった。また国庁が荒廃し、遙任国司が増加する中、「庁」が「たち」と呼ばれる（『今昔物語集』）ようになり、国政の中心を担っていったと言われている（佐藤　1996）。

古代国家の地方行政組織や交通制度・外交施設等が整う天武・持統朝以降、国司や勅使・監察官などの中央官人の地方赴任や、外国使節の居留施設として「館」は整えられていく。畿内七道に設置された交通施設としての「駅館」、国司の赴任した任国の生活の場である「国司館」、国司の部内巡行などのために郡に設置された郡家の「館」、外国使節のための「鴻臚館」や「難波館」など様々な「館」があった。

ここではとくに「国司館」として最も可能性の高い国庁近傍の館について、資料の集成を行い、古代国家の地方支配の拠点、また都文化の窓口となった「国司館」の実態を明らかにしていきたい。なお本稿に先立ち、「国司館」について史料上の検討、発掘資料の要旨については、「国司の館と郡司の家」（田中　1996、以下前稿）でまとめを行った。重複する部分は、御寛怒いただきたい。

また本稿は、平成７・８年度㈶埼玉県埋蔵文化財調査事業団研究助成の成果の一部である。

1　二人の律令官人と国司館

古代国家の地方行政の要となった国司について、郡領とともに制度的変遷や地方政治的検討は比較的進んでいるが、国司の任地における生活は、それほど明らかとなっているとはいえない。それは平安京に住む貴族は、日記や書簡等によって、その生活の一端をかいま見ることができるのに対して、地方に赴任した国司は、こうした史料が少ないためである。また考古学的にも各国（国府）単位の遺跡毎に個別の検討が進められ、なかなか相互の検討が、進められない実状がある。

国司の任地への赴任の過程や赴任地での生活の様子は、前稿で一部述べたので、ここでは菅原道真と館、安都雄足と館について若干記しておきたい。

(1)　讃岐国守菅原道真

右大臣菅原道真の学生時代からの漢詩を収集した『菅家文草』には、讃岐国守時代、そして大宰権帥時代の地方赴任時の漢詩が収められ、国司の任地における生活が、活き活きと描かれている。

41歳で、文章博士・式部少輔から讃岐国守として赴任した道真は、盛んに作詩活動を続けるが、常に自分は、讃岐国の行政的・政治的頂点として詩に臨んだのではなく、あくまでも「客」という立場を貫いた。いや国司自身が、常に「客」なのであって、在地の政治と国家とを潤滑に運営する絆でしかなかったのである。

そのため道真が、赴任先の讃岐国で生活した館は、あくまでも公的な財源で立てられた建物であって、国司の私有物ではなかった。道真が、「客居」（『菅家文草』詩番196）「客舎」（210・223・245・259・261・264・313・317）「旅館」（211・270・290）「旅亭」（213・214）「公館」（219・288）「官舎」（222・288）「客館」（234・269）と、自らの留住先をあらわしたように、「客」「旅」等の言葉や「公」「官」「館」等の言葉が、国が用意してくれた公の建物に一時立ち寄っているだけの自分、本来は京の「家」にあって、国家の中枢で働くべき立場にあったはずの自分、という意志がありありと見て取れるのである。

(2)　安都雄足と館・宅

かの正倉院文書を縦横に走駆した一実務官人の安都雄足は、専横を奮った藤原仲麻呂と東大寺との密接な関わりの中で、極位が正八位上という貧位ながら、そのずば抜けた経済手腕で大寺院の造営に深く関わっていた。

とくに彼の行動は、東大寺と藤原仲麻呂が、積極的に進めた北陸の初期庄園開発にかかる研究や、いわゆる安都雄足の私経済の研究として、幅広く明らかにされてきている。

この安都雄足をめぐって吉田孝氏は、造石山寺所の「雄足の宅」と安都雄足の「私経済」を明らかにした（吉田　1983）。その後山本幸男氏は、批判的に発展させ吉田孝氏によって印象づけられた、律令下級官人の自由な経済活動（「私経済」）について、彼らは官人組織の財政的保証なしに経済活動を行っていたのではなく、「官人の経済活動を見るには王臣家とのつながりに留意」していく必要性を説いた（山本　1985）。

ことに両氏が重視したのは、天平宝字６年３月、造石山寺所の窮乏した食糧事情にかかる借米と

返米の文書である。いわゆる食物用帳にみられる借米総量30.614斛の内、実にその55％に及ぶ16.9斛が、安都雄足の宅から都合されていた。

その返米は、6回以上に分けて安都雄足にかかる建物・施設へ収納された。返却先の呼称が一定しないことに注目した山本氏は、、呼称の使い分けが、その返却米の所有者、強いては収納された施設・建物の帰属が、本来、公私のどちらかかを推定する根拠となりえたためとされた。

そこで安都雄足への返米先と返米量を列記すると、「主典所」（白米10斛）、「別当家」（白米1斗）、「別当殿」（白米1斗）、「別当勢多宅」（白米1斗・黒米1斗）、「別当宅」（白米5斗）、「別当」（白米6石）となる。天平宝字6年当時、安都雄足は、造東大寺司主典と写経所別当を兼任していた。山本氏は、このうち「所」と「家」「殿」「宅」を区別し、ことに「所」について「一定の職務を帯びた官人等の執務所という意味内容」と規定し、後者を木村徳国氏（註1）の理解を引用し、「建物を表現する意」から安都雄足の「私米からの借用分」を宛てた建物とした。

つまり造石山寺所の窮乏を救った米の貸借関係は、役職名＋所である「主典所」へは、実に白米10斛が返米され、役職名ながら個人の通称＋家・殿・宅へは、少量づつ返米が行われていたことから、安都雄足の「私経済」は、官人としての執務所である「主典所」を起点として進められていたとしたのである。

そしてこの「主典所」について山本氏は、高島山作所から東塔所への中継点として「用材の確保や荒作を担当していた」「勢多にある「雄足の宅」の一角にあった」可能性を指摘した。これは、私的経営体（私営田）である「宅」の中に公務を担当した部局が存在したことを反映する。実際の遺跡では、官衙と豪族の居宅を弁別しにくく、きわめて示唆的な意見といえよう。

その安都雄足は、造東大寺司主典となる以前、越前国の史生として赴任し、東大寺の財源確保のため躍起となって初期庄園を開拓していた。このころ安都雄足は、自己の営田を確保し、宅も赴任地にあったが、雄足は、中央からの派遣官人の一員として「館」の使用が許されていたのである。

2　各地の国司館

(1)　出羽国府

秋田城跡　70次を越える発掘調査によって、秋田城跡では、豊富な墨書土器が出土した。墨書土器は、政庁南方の17・24・44次調査区、政庁東隣の33次調査区、東方外郭施設周辺にまとまっている。とくに政庁東隣や東方外郭施設周辺では、秋田城ならではの字句が多い。例えば、「軍毅所」「佐」「鎮兵」「鎮所」「火」等、軍事関連の字句である。

また官職名や館にかかる墨書土器は、この3地点から満遍なく出土し、とくに政庁南方地区から多数の出土がみられる。例えば「守」「介」「掾」「権」「権目」「行事」等の国司にかかる職名は、秋田城と出羽国府との関わりを思わせ、「駅館」「駅所」「□見館」「六郎官」「館」「濱継　一館」等は、秋田城へ赴任した官人達の館を伺わせる。さらに「客厨」「客人」「譯」などは、渤海使や蝦夷との交流を推定させる。

その一方で、館にかかる建物群の確認は、それほど明らかではない。

払田柵跡　「雄勝城」跡に限りなく近い払田柵跡では、政庁東方の調査地区で、館にかかる遺物

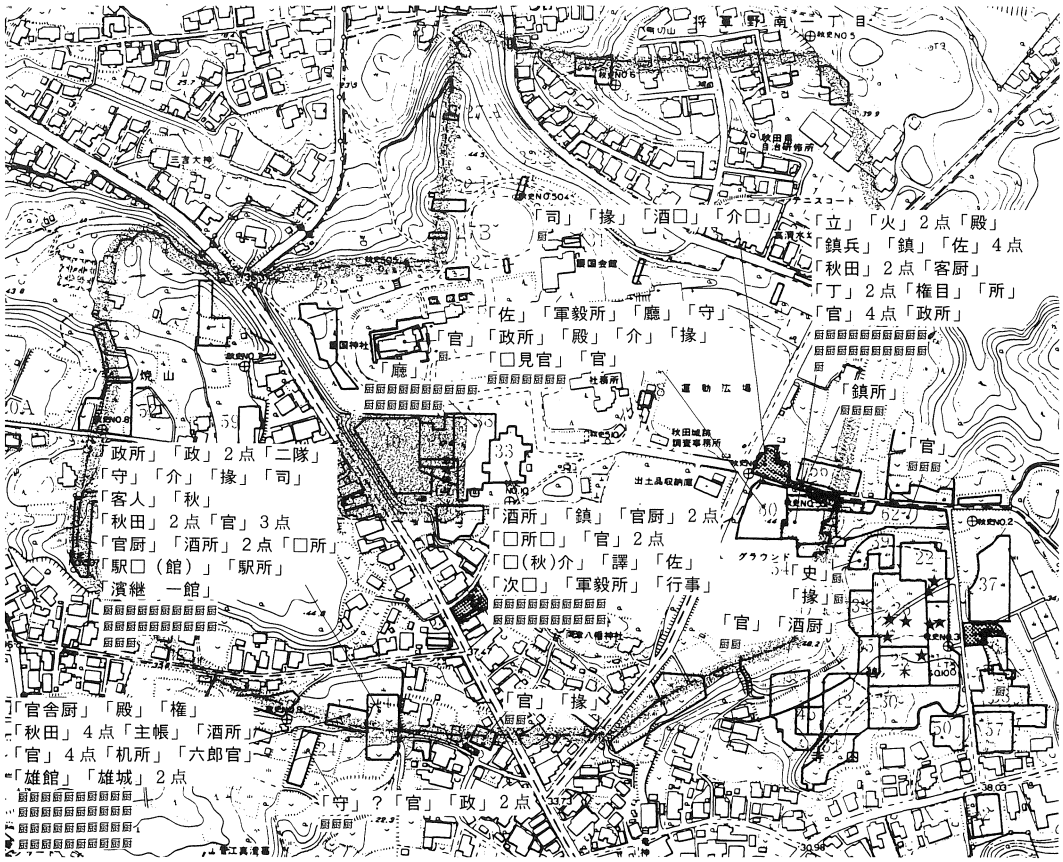

第1図　秋田城と国司館関連墨書土器

が出土している。第2図は、館や城柵に直接かかる墨書土器「官」や「小勝」「厨」などの出土した地点を抽出した。とくに政庁東方地区に集中し、政庁や館などの給食を支える、いわば城厨家（柵厨家）的施設が、ここに設置されていたのかもしれない。

また館は、居留性の高い派遣官人に向けての官舎であり、政庁東方地区に「館」が存在したならば、出羽国司や雄勝城司などの居留施設が、政庁の至近距離にあったこととなる。

ただし政庁東方地区（9世紀前半から10世紀後半）には、大規模な建物群は見られない。『払田柵跡調査事務所1995年報』の考察によると、掘立柱建物群（A期）→竪穴群（B期）→掘立柱建物群（C期）→竪穴群（D期）→掘立柱建物群（E期）とめまぐるしく変化し、この空間の利用が、固定的ではなかったとされた。

とくに「館」や「官　小勝」・「厨」などの墨書土器は、D期（10世紀中葉から後半）に集中し、竪穴群で構成されたことから、「雄勝城の館厨」の可能性も否定できない。あるいは、SB 1082が、SB 1072を踏襲して造られたことからこの建物を中心とする建物群が、あるいは雄勝城の館であった可能性もあろう。

酒田平野の遺跡　和銅5年（712）に越後国の北半を割いて成立した出羽国の初期国府は、明らか

ではない。しかし８世紀中葉の秋田城にはその機能がみられ、９世紀初頭に出羽郡井口、すなわち城輪柵に移り、仁和３年（887）に「旧府近側高敞（敞）之地」（『日本三代実録』）を求め、八幡町八森遺跡へ再び移転したとされている。その中でも飽海地方の自然堤防上に営まれた城輪柵の外郭柵木列周辺では、板塀列によって周囲の囲まれた遺跡がいくつか確認されている。

北から飽海郡遊佐町中田浦遺跡（10世紀）・同大坪遺跡（９世紀後半）・同小深田遺跡（９世紀）・飽海郡八幡町後田遺跡（10世紀）・同沼田遺跡（10世紀前半）・同俵田遺跡（９世紀）・酒田市生石２遺跡（９世紀）・同南興野遺跡（10世紀後半）・同熊野田遺跡（９世紀中葉）・同手蔵田５遺跡（８世紀後半）の10遺跡である。８世紀後半から登場し、10世紀に及ぶこの遺構は、内部に数棟の掘立柱建物跡の屋や倉が建てられている。

これらの遺跡では、官衙のような建物の棟筋と板塀列の方向の規格性はない。しかも大形の建物が少なく、建物の棟筋もそろわない。けれども円面硯や灰釉陶器・緑釉陶器・斎串・木簡・腰帯など、比較的官衙や寺院などから出土する偏る遺物がみられ、板塀列の遺跡が、この地域内で行政的・経済的なある役割を担っていたことは間違いない。とくに施釉陶器は、９世紀後半から10世紀前半

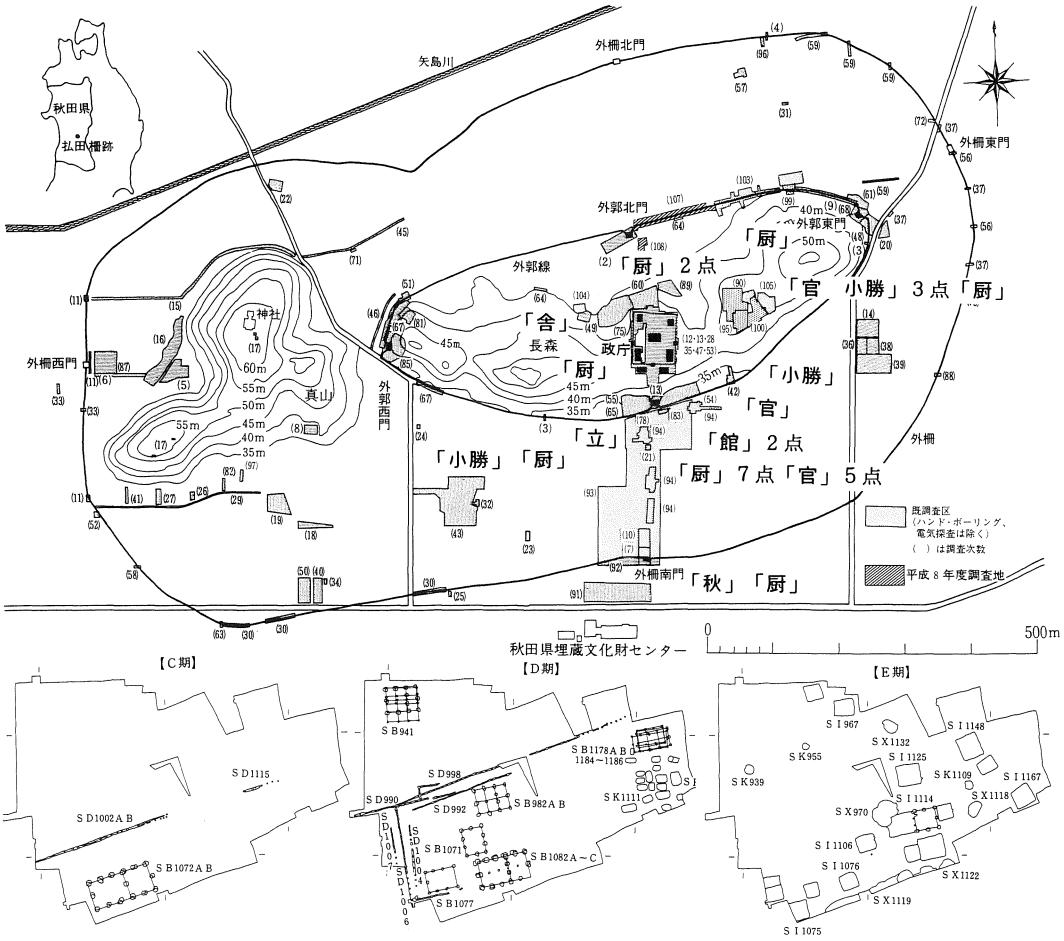

第２図　払田柵跡と館関連墨書土器

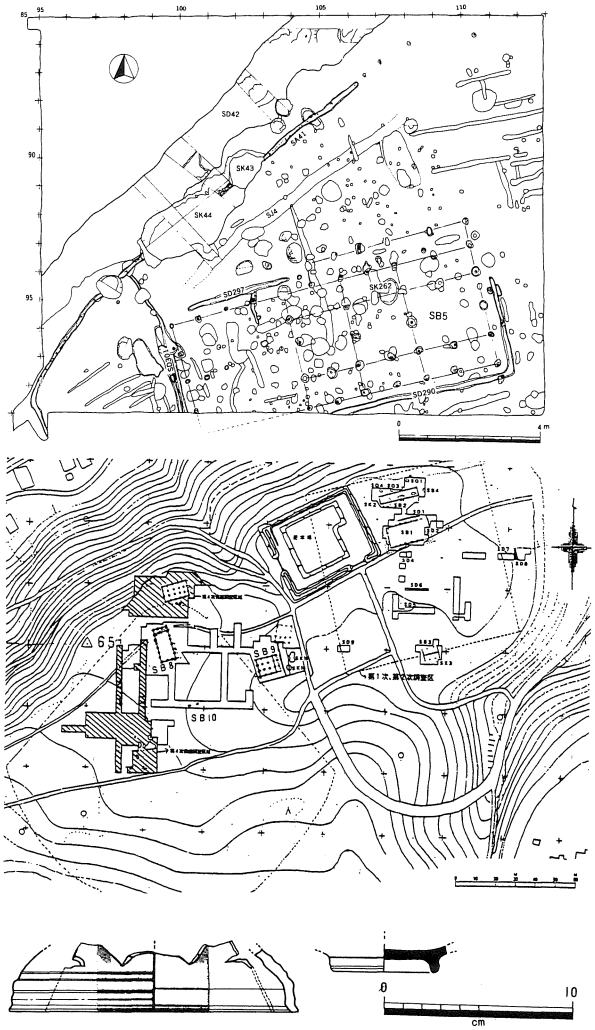

第3図　後田遺跡（上）と出土遺物（下）・八森遺跡（中）

にかけての猿投産・東濃産の製品が出土しており、出羽国という地理的環境を考慮すると、その出土量は驚異的とさえいえよう。中でも越州窯系青磁高炉蓋を出土した後田遺跡と、大形掘立柱建物跡がみられる沼田遺跡は、傑出した遺跡である。

後田遺跡は、調査区内に板塀列はみられないが、その1次調査で掘立柱建物跡群や大形の井戸が確認されている。とくにSB 14は、四間二面の建物で2基の井戸（SE 18・SE 210）が伴う。また小規模な柱ではあるが、六間屋と長大なSB 482もみられる。

前述の出土遺物の他には、緑釉陶器5片や金泥の付着した灰釉陶器も出土した。金泥の付着した灰釉陶器は、猿投産の黒笹90号窯式の高台付皿であろう。また、2次調査のSK 602からは、62個以上の土器や墨書土器「中」14点が報告されている。

一方、沼田遺跡では、雨落ち溝を廻らせた大形建物（SB 5）が、G区で確認された。この建物は、十間二面の建物で床束を伴う。11世紀前半とされる。猿投産の三足盤や墨書土器「津」「王」が報告されている。

仁和3年（887）以降の出羽国府とされる八幡町八森遺跡では、90m四方の区画内に営まれた政庁の西部と、北東の第Ⅲ区に大形建物群が確認されている。政庁西側は、「現在野球場となっている区建物を完掘しているが、総柱の磁（礎）石及び掘立柱建物であることから倉庫群の一角とみられる。この近くからは苑池風の遺構も出土しており、官人の邸宅が存在したことも考えられる。」（八幡町1993）と、池の存在が指摘されている。

丘陵上の立地であり、眼下に荒瀬川が流れ、遠く西に日本海を臨む景勝地である。元慶・天慶の乱といった軍事的条件とともに、派遣官（藤原保則ら）の詩的欲求をも満足していたのであろう。

⑵　陸奥国府

律令国家未編入の地域を含む陸奥国は、最大の大国として古代地方行政上、出羽の国とともに特殊な任務を帯びていた。すなわち蝦夷への饗応と撫育による、いわゆる「王民化」政策の実行である。その行政的・政治的中心は、いうまでもなく陸奥国府や鎮守府の置かれた多賀城であった。

多賀城は、養老・神亀頃作られ、10世紀中頃まで４期に亘る変遷をたどった遺跡である。ただし国司館にかかる遺構は、政庁第Ⅲ期（９世紀前半）以降、多賀城外の自然堤防上に広がる市川橋・山王遺跡などで確認されている。市川橋・山王遺跡の南北大路と東西大路は、８世紀末（道路第Ⅰ期）に成立していたが、奈良時代に遡る事例は未確認である。

現在までに多賀城外で確認されている国司館とされる建物群は、５ヶ所確認されている。

館前遺跡（９世紀前半）・市川橋遺跡大臣宮地区（９世紀後半から10世紀前半）は、低地内へ突出した独立小丘陵上に、複数の大形建物群を営んでいた。これに対し山王遺跡千刈田地区（10世紀前半）・山王遺跡多賀前地区南区（９・10世紀）・山王遺跡多賀前地区北区（９・10世紀）は、東西大路に隣接した１町程度の区画内に、大形建物と小形建物（雑舎）群で構成されていた。

山王遺跡多賀前地区南区　南１西２区にあたる多賀前地区南区では、３期７小期に亘る変遷が確認され、方格道路網の成立（Ｂ１期・９世紀前葉）期に国司館が成立したとされる。すでに当初（Ｂ１期）からこの区画内を鈎の手状に流れるSD 1020Ａが存在したが、概期の建物群は貧弱で、調査区外の東西大路よりにさらに大形の建物が予測できる。Ｂ２期（９世紀中葉）に遺構が急速に充実し、南東隅に三間二面の掘立柱建物跡や小形の屋、井戸群等が集中し、「副郭的な場」とされている。

南東部の隅には、井戸が集中して存在し、その井戸や周辺から墨書土器「守」の坏が、四点出土しており、国守にかかる館と推定されている。

この区画内から出土した緑釉陶器は、猿投窯跡群や洛北窯跡群系の製品であり、黒笹14号窯式から黒笹90号窯式の早い段階に限定される。つまり緑釉陶器が多量に使用されたのは、Ｂ１期からＢ２期にかけての段階で、これ以降急速に緑釉陶器は減少し、消費遺物の奢侈性は失われていく。

一方、灰釉陶器は、Ｂ３期以降も継続的に供給されている。ところが実見したところ、猿投系の製品は、初期の段階に主体を占めていたが、９世紀中葉以降、遠江・東濃系の製品へと転換したようである。しかも灰釉陶器は、黒笹90号窯式まで緑釉陶器よりも出土量が低い。これはまさに緑釉陶器の集落からの出土傾向と全く異なる。国守館特有の傾向といえよう。

ちなみに図示された施釉陶器は、北区24点（灰釉陶器）：18点（緑釉陶器）、南区82点（灰釉陶器）：43点（緑釉陶器）に上る。多賀前地区の施釉陶器の消費傾向は、まさに国守館の奢侈性を反映していよう。しかし施釉陶器の陸奥国守館への供給は、いわゆる同巧品が少ないことから、製品を生産地から直接購入したのではなく、各地の製品が集中する都市、平安京などで購入され、国司や国司随伴の所従（従者）などが、多賀前遺跡へ持ち込んだのであろう。

また、長沙系黄釉褐彩水注を含む青磁・白磁についても、東日本最多の32片という出土量を誇る。やはりこれも国内最大の消費地の平安京を経由し、供給されたはずであろう。緑釉陶器や貿易陶磁に墨書土器「守」が見られない点は、これらが、この国守館を利用した守や守の家の所有（家産）にかかるためであろう。それに対して墨書土器「守」は、須恵器・黒色土器に限られ、在地で調達

され館にかかる土器であったためであろう。

また多賀前遺跡から「宮郡」「宮城」（宮城郡）・「賀□（美）」（賀美郡）「曰理」（亘理郡）「小田」（小田郡）等の郡名を書いた墨書土器も出土し、これらが遺跡内のきわめて限定された場で出土したことから「各地域からの人・物の集合を最も考え得る場」、国守館で行われた饗宴に各郡領が、参加していたことを裏付ける例として紹介されている。

しかしこれらの郡名や人名とおぼしき墨書名を記した土器が、郡領の所有物として国守館に保管され、饗宴の都度、同一の土器を固定した使用者に付与していたとは考えられない。国守館における土器の使用は、山王遺跡千刈田地区の土器埋納遺構のように、平安京で行われていた廃棄行程を踏襲し、大量使用・集中廃棄が行われたはずで、事実そうした遺構が、山王遺跡の随所で確認されている（第４図）。

ではこの郡名や人名は何を意味するのか。最も端的なのは、各郡から進上された貢納物のひとつと考えることであろう。これを裏付けるように「□物代進上」と書かれた須恵器甕がある。市川橋

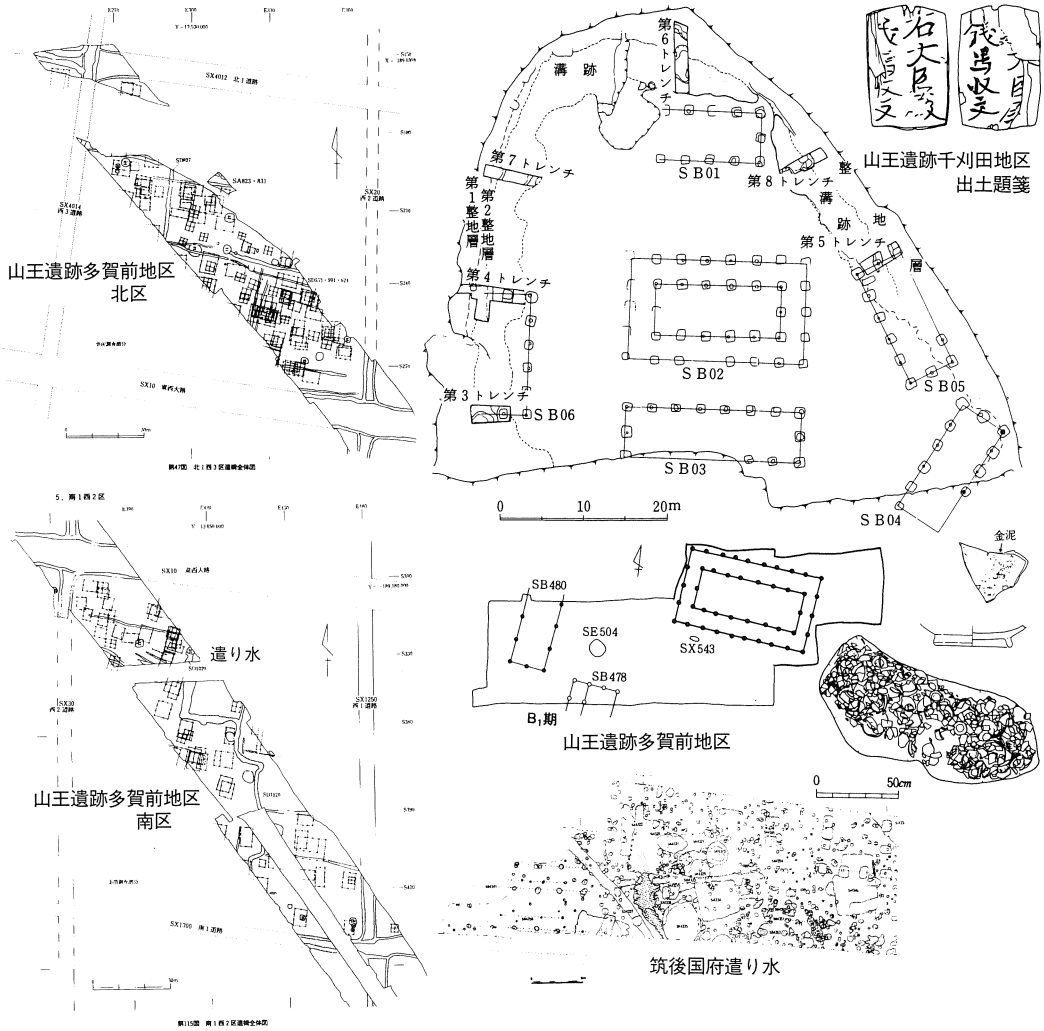

第４図　多賀城跡の国司館関連遺跡と筑後国府の遣り水

遺跡水入地区出土の「郡進」と記された須恵器甕とともに、甕の内容物は判然としないが、各郡からの貢納物が、国府の該当部所（収納所・調所等）へ収納され、ここからさらに消費施設、政庁や国司館などへ供給されたか、直接これらの消費施設へ納入されたと考えられる。つまりこれらの墨書には、進上物の帰属元や進上者名の可能性を求めたいのである（註２）。

なお各郡の郡領が、国司館に参集し、饗宴に預かったことは、前稿の万葉集の例等から明らかである。陸奥国府の国司館が、このように比較的短期間に立て替えや移転を繰り返していたことは、弘仁４年の官符に見るように、やはり新司が赴任時に官舎（館）の新築や大規模な改築を行っていたことを裏付ける結果となった。

多賀城跡の東門に接した大畑地区では、城内最大の平坦面に多数の竪穴式住居や掘立柱建物跡が確認され、また多数の武器も出土したことから、ここに兵士の宿舎や軍団の諸施設が予測されている。それを裏付けるように「信夫」「階上」（最上郡）等の郡名墨書土器に加え、「石□（團カ）」（石城團か）・「火□」「□成番」等の軍団や兵士の組織、あるいは兵士の職掌などを記した墨書土器が出土している。これとともに「南館」や「介」などの館や官職名を記した墨書土器も出土した。

大畑地区が、軍団の兵士が駐屯した場であったとすると、多賀城が、陸奥鎮守府であったことから、鎮守府将軍を始め、軍監・軍曹・医師・弩師等の軍務官人（鎮官）の館であった可能性もある。また広域監察官である按察使の居留施設の可能性もある。さらに墨書土器「南館」は、別に北・西・東館の存在も示唆していよう。

山王遺跡千刈田地区　山王遺跡千刈田地区（北１西７区）で確認された国司館は、「右大臣殿　餞馬収文」の題箋軸が出土したことから、右大臣と直接かかる陸奥守・按察使が、居留者として想定されている(平川　1991)。とくに中心的施設である七間四面の大形掘立柱建物跡が注意を引く。この大形建物は、10世紀前半の比較的短期間に営まれた建物であったことから、山王遺跡の国司館は、特定の区画に限定されず、また補修・新造のサイクルもきわめて早かったといえよう。

館前遺跡・市川橋遺跡大臣宮地区　館前遺跡・市川橋遺跡大臣宮地区は、多賀城前面の独立丘陵上に形成された掘立柱建物跡群で構成された遺跡である。とくに館前遺跡では、六間四面屋の正殿、六間屋の後殿、そして丘陵の縁辺に沿い付属屋群が建てられ、小丘陵を充分に活用した構成となっている。出土遺物が少なく、詳細な変遷や遺構の性格がやや明らかではないが、９世紀前半の国司館と考えられている。

市川橋遺跡大臣宮地区では、同規模の大形四面庇付建物の一部が確認されているだけである。

(3)　下野国府跡

下野国府跡の発掘調査では、国司館にかかる二カ所の建物群が確認されている。一つは政庁の南、22・25・26・27次調査の区画塀・道路により囲まれた建物群、もう一つは政庁の北東、２・３・５・７次調査の大形建物群である。前者は８世紀代、国府政庁が機能していた段階の国司館で、27次調査で墨書土器「介」の出土から下野介の館の可能性が指摘されている（註３）。

22・25・26・27次調査建物群　建物群は、４期に分類され、そのｃ期に最も充実した。SB 055という六間一面の大形建物（東主殿）に前殿を伴った形態で、まさに多賀城の館前遺跡と共通した建

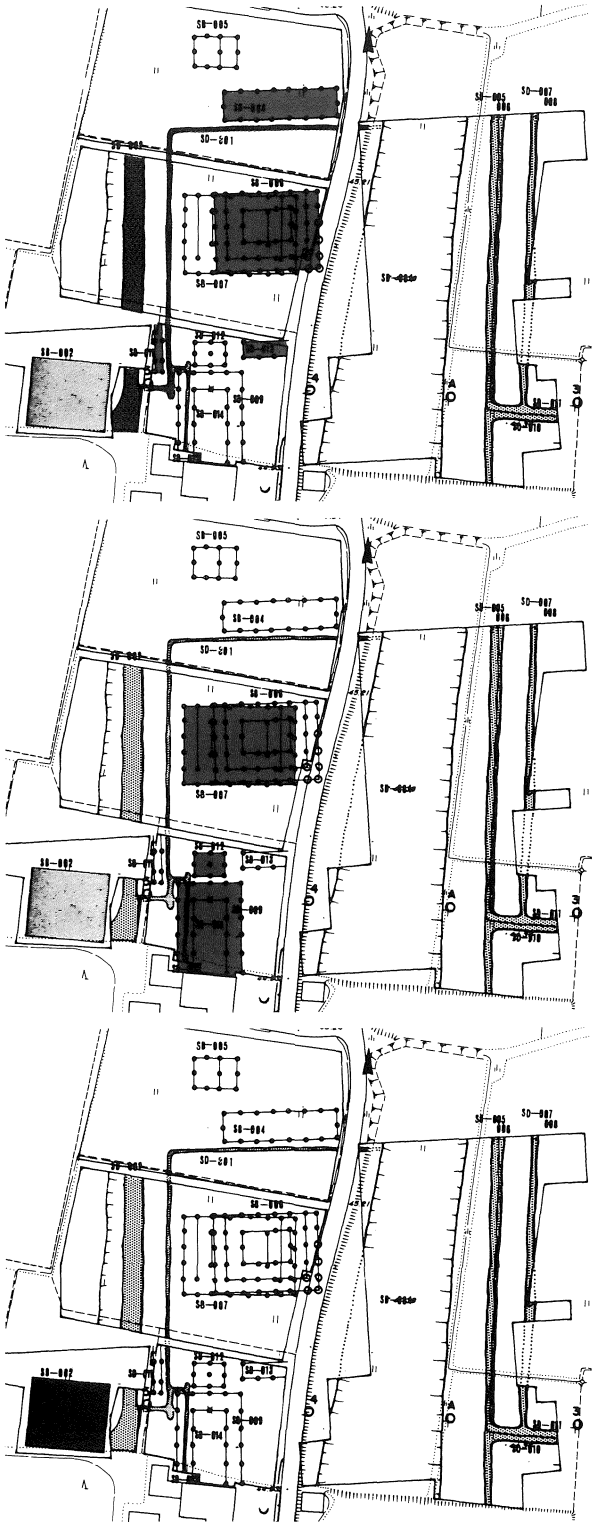

第５図　下野国の国司館関連遺跡と出土遺物(1)

物配置である。この主殿の西には、やはり六間一面に復元された建物（西主殿 SB 066）が、並立していた。とくに主殿の東南には、大形の井戸 SE 002がみられ、近隣に館にかかる厨家が存在した可能性も指摘できる。

東・西主殿は、館として機能していたＡ期からＤ２期まで維持され続けた。これはこの館の区画内において、介の遷替にかからず、維持され続け、東前殿・東主殿が、この区画の正門（南門）から中軸線を同一としたこと、東・西主殿が、棟筋を揃えていたこと等の規格性が伺え、「官舎」として建物の維持管理に公費を投入できた建物群といえよう。

これに対し、北半の建物群は、Ｃ期以降登場し、やや小規模で建て替えが著しい。ただし庇付きのやや大形の建物もあるが、SB 059（四間三面）から SB 060（三間三面西孫庇付き）へと移転したが、短期間の建物であった。北半の建物群は、館を維持していく上で、Ｃ期以降、拡充すべき機関や部門、私的な家政機関がおかれた可能性が強い。この建物群は、任国の事情に通じ、館の諸務を司り、軍事的にも組織され、のちに「館の人」と呼ばれた人々にかかる場・建物群であろうか（註４）。

２・３・５・７次調査建物群　ところで政庁北東の区画は、大量の施釉陶器や大形の掘立柱建物跡・石敷き遺構などからここも国司館の可能性が指摘されている。ことに２・３

次調査SX 002からは、大量の土師器・須恵器の供膳具が出土し、饗宴に伴う一括廃棄が予測されている。この国司館は、国府政庁の終焉期であるⅣ期よりも遅く、Ⅴ期に3期の変遷をもって営まれた。

A期は、三間四面三面孫庇付きの大形掘立柱建物跡（SB 006A）と同規模の礎石建物（SB 006B）が、区画溝SD 001によって区画されていた。最盛期のB期になると同規模の建物（SB 007）が、やや構築場所を西にずらし、これと棟筋を揃えた南北棟SB 009がL字形に配置された。東には、大規模な掘り込みがみられ、運河か池状の窪地となっていた。

この調査区では、墨書土器「池殿」や「庭料」が出土し、国司館に付帯した池の存在を示す。おそらく池殿は、池に臨む建物の名称（通称か）と考えられ、この区画内に「池殿」の存在を示唆する。あるいは調査区南東部の白山神社の載る微高地は、池の中に突出した中島状の施設かもしれない。さらにその庭は、「庭料」の墨書土器から、所定の費用で維持されていたのであろう。

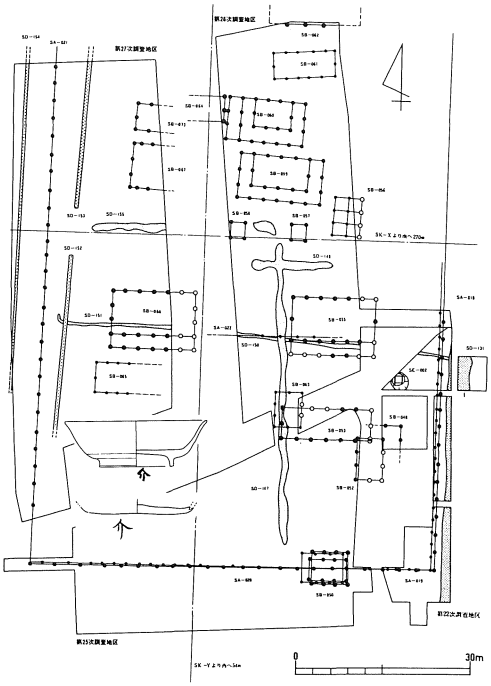

第6図　下野国の国司館関連遺跡と出土遺物(2)

国司館とは別に下野国府政庁の北西隅（11次調査区）では、8世紀後葉（国府Ⅱ期）の工房的な竪穴式住居跡から「國廚」の墨書土器が出土し、政庁に付帯した国厨家が指摘されている。また国厨家にかかり、郡名＋厨家といった墨書土器が、政庁の西方190mを南北に流れる古代の大溝（SD 111）から出土している。8世紀前半の須恵器椀・高台付椀・土師器坏・皿などに、寒川郡（4点）や安蘇郡（2点）にかかる字句が記されていた。これは両郡の厨家にかかる貢納物品が、国府に収納されたことを示唆していよう。

(4)　上野国府

前橋市教育委員会による確認調査が、昭和40年代に行われて以降、ここ十数年来、区画整理事業（元総社明神遺跡）や、牛池川の河川改修（元総社寺田遺跡）に伴う発掘調査によって、上野国府は、土塁を伴った外郭大溝や、人形などの出土による祓所、あるいは墨書土器「国厨」等から国厨家などが、次第に明らかにされつつある。

明神遺跡から出土した墨書土器「客」は、前述の『菅家文草』を引くまでもなく、派遣官としての国司自身、「客館」「客舎」と言う場合の「客」を指し、国司館を推定させる。8世紀後半の高台付椀で、人形とともに第27号トレンチから出土した。また寺田遺跡では、八稜鏡も出土しており、牛池川を祓所として機能していた可能性がある。

また牛池川の堆積土中からは、大量の初期貿易陶磁や緑釉陶器も出土している。しかし11～12世紀の製品が多く、元総社明神遺跡VI―Ⅴトレンチの竪穴式住居跡に併行する（註５）。

なお上野国府跡で確認された大形の建物は、現元総社小学校敷地内で確認された建物群と、昌楽寺裏地区で確認された建物（六間屋）程度である（第７図）。

⑸　武蔵国府

武蔵国府では、800次を越える調査が行われているが、政庁にかかる遺構は確認されていない。しかし区画溝や掘立柱建物跡群・竪穴式住居群・井戸、あるいは墨書土器などから、国府内の諸施設が次第に明らかにされつつある。

とくに「京所国庁推定地」の北東に隣接した宮町１町目で、国司館にかかる遺構が確認されている。道路状遺構の西側に、六間屋（梁間三間）や四間四面屋などの大形建物を含む掘立柱建物跡群が、検出された。掘立柱建物跡は、調査区南西隅の２棟が８世紀代だが、北半の一群は、９世紀中葉から10世紀代とされる。

大形掘立柱建物跡は、棟筋を揃えて５棟並び、その延長線上の区画溝が途切れている。緑釉陶器や白磁、緑釉緑彩陶器の耳皿などの高級食器や、鍍金の施された銅製腰帯具が出土している。これはいわゆる金装腰帯にあたり、「衣服令」では五位以上の官人に限定されていた。

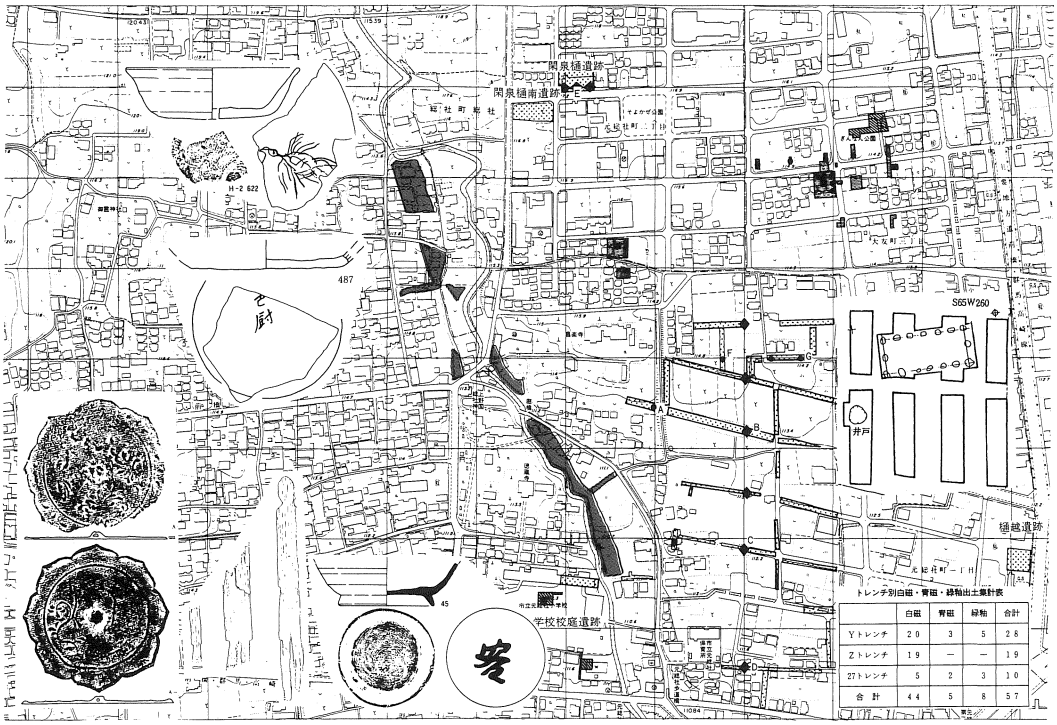

	白磁	青磁	緑釉	合計
Yトレンチ	20	3	5	28
Zトレンチ	19	―	―	19
27トレンチ	5	2	3	10
合計	44	5	8	57

第７図　上野国の国司館関連遺跡と出土遺物

(6) 遠江国府

磐田市教育委員会の精力的な御殿・二之宮遺跡の調査で、遠江国府にかかる成果が蓄積されつつある。とくに第8次調査の建物群は、国司館と推定されている。大形の溝（SD 101）が、調査区を南北に分断し、北側は主要建物群、南側は雑舎群が配置されていた。主殿となるのは、五間一面の南面した建物（SB 117）で、これに五間三面の西脇殿（SB 101）と付属屋（SB 109）が、L字形に配置されていた。

出土遺物は、7世紀末から10世紀後半の土器がある。とくに二彩椀は、出土例も少なく注目に値する。この国司館と推定される建物群は、主要建物群にかかる大形の井戸（SE 104）から灰釉陶器

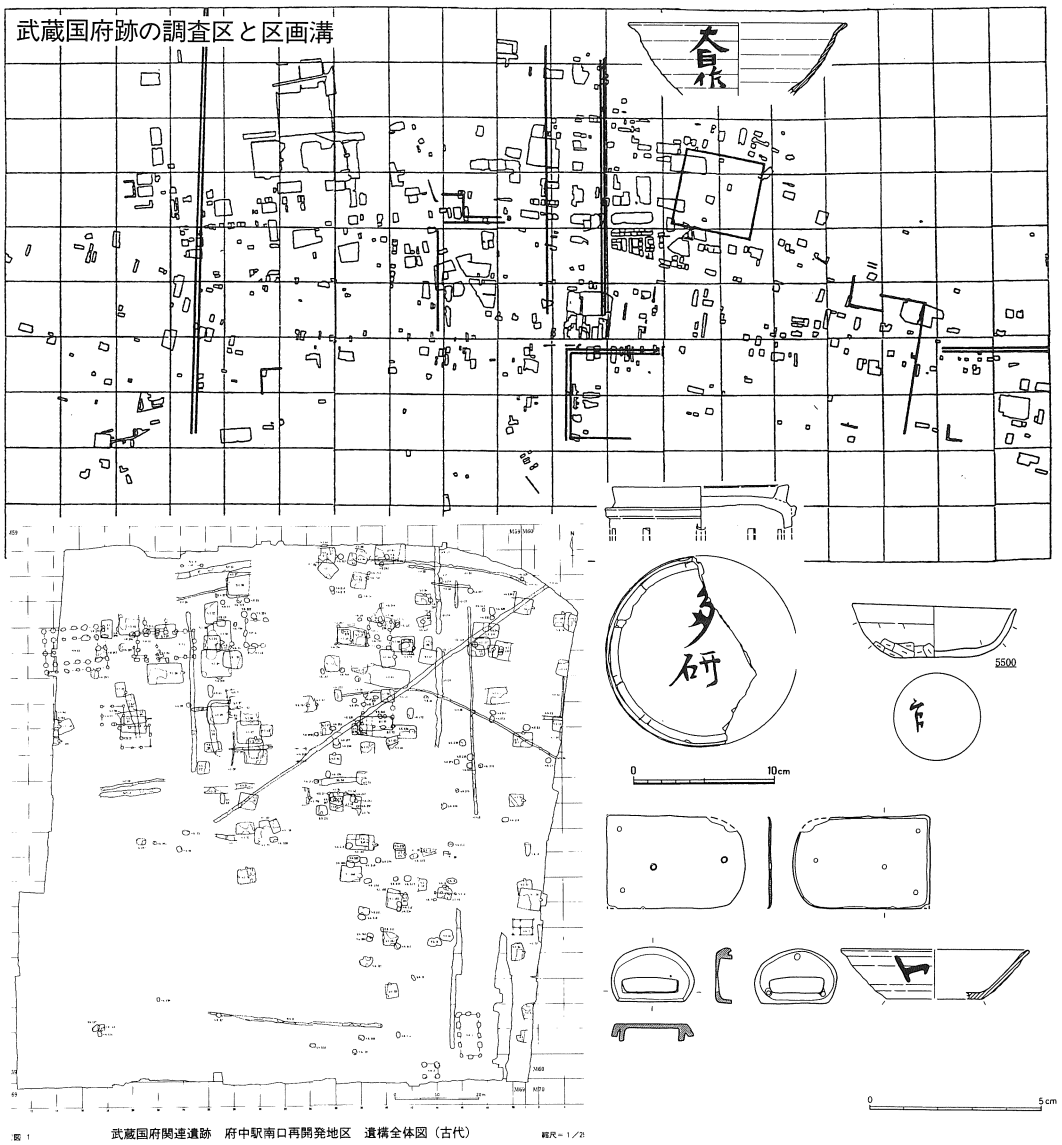

第8図　武蔵国の国司館関連遺跡と出土遺物

（東山72号窯式併行）が出土しており、10世紀後半と考えておきたい。灰釉陶器は、大須賀町清ヶ谷窯跡群の製品である（註６）。

(7)　三河国府

三河国府跡（白鳥遺跡）では、第８次調査で政庁正殿・後殿とされる建物群が確認され、国府中枢部が明らかとなってきた。その政庁区画溝北方の廃棄土壙（SX 501）から墨書土器「国厨」（３点）が出土した。それぞれ須恵器高台付盤（井ケ谷78号窯式）の底部外面に書かれ、国府政庁で催された食饌に供された食器であろう。あるいは政庁の北方に国厨家が、置かれたのだろうか。

政庁の載る台地と三河国分寺の台地は、緩く狭い谷で隔てられているが、古代東海道で東西に結ばれていた。上ノ蔵遺跡では、その東海道の一部が調査されている。「介□」と墨書のある灰釉陶器

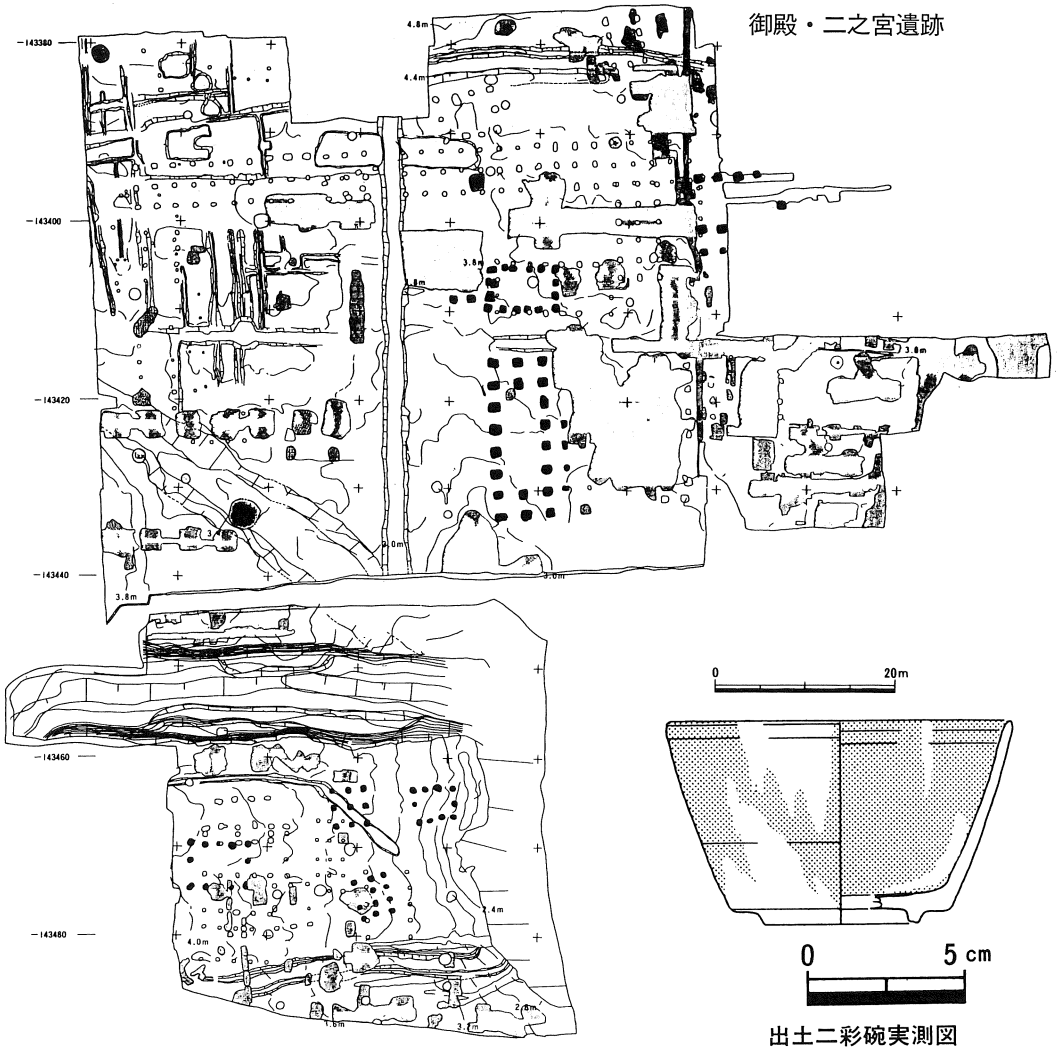

第９図　遠江国の国司館関連遺跡と出土遺物

（折戸53号窯式）が、この東海道に北面した谷の入り口部から出土している。実見したが、残画はおそらく館で、「介館」と書かれていたと判断できよう。斜面地のため、調査区内に遺構はみられないが、緑釉陶器が供伴しており、三河介の館が近くに置かれていたと考えられる。

また豊川西部土地区画整理地区内の確認調査の白鳥遺跡Ｇ－１トレンチでは、介館が臨む谷と共通した谷に面し、四間四面の掘立柱建物跡が確認され、ここも国司館かと報告されている。出土遺物に緑釉陶器が多く、黒笹90号窯式から折戸53号窯式の灰釉陶器が出土している。

(8) 佐渡国府

新潟県佐渡郡真野町吉岡遺跡群の周辺は、佐渡国府や国分寺・総社神社が集中する地域である。その吉岡遺跡群内の仲畑遺跡は、地名「高立」に隣接すること、さらに墨書土器「□館」が出土し、

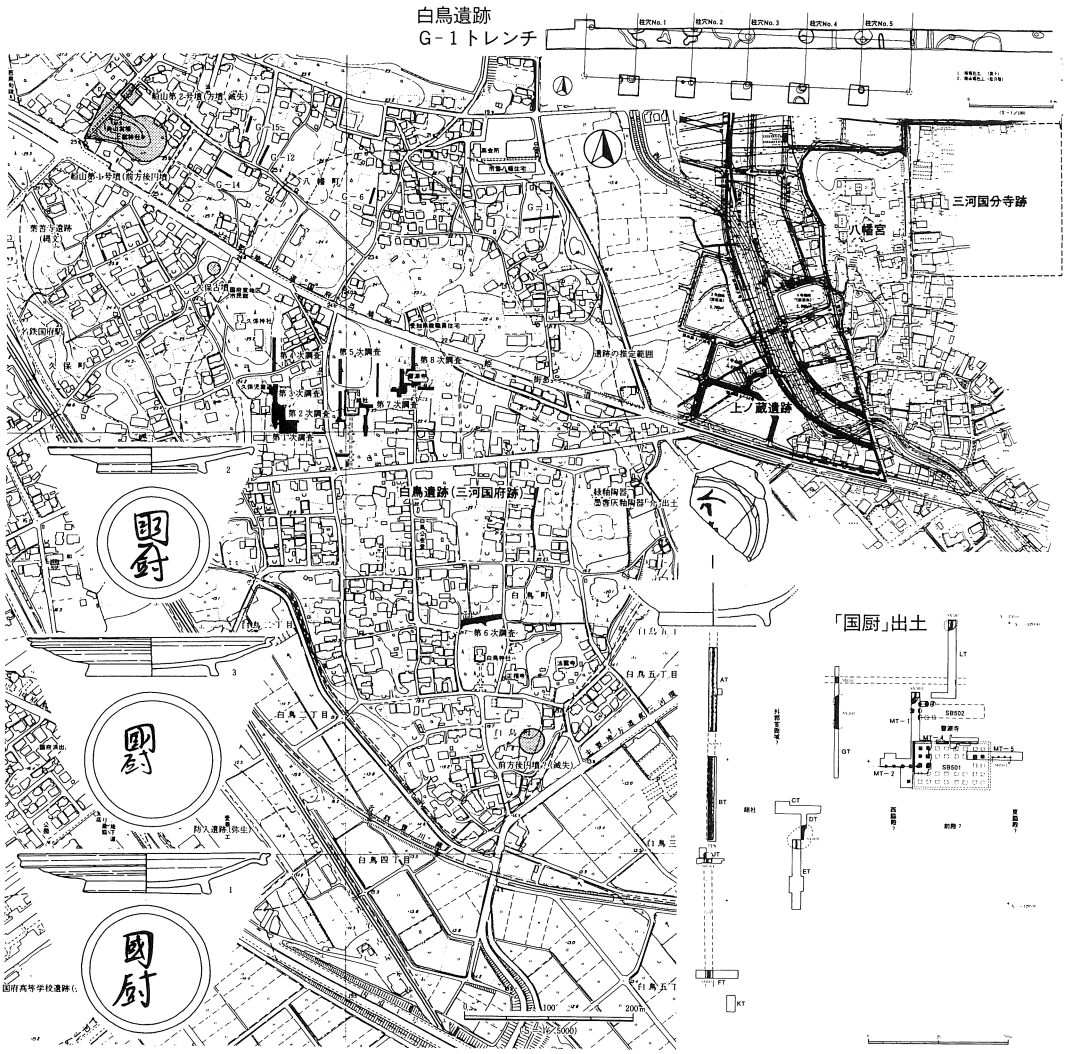

第10図　三河国の国司館関連遺跡と出土遺物

国司館にかかる遺跡として脚光を浴びている。この墨書土器「□館」は、9世紀後半の高台付皿の外面に書かれている。「□館」の残画は、地名の「高」の鍋蓋とも推定され、仮に「高館」とすれば、地名か館の存在した環境（高い台地の上の館）を示すとされる。これまで館の命名にあたり、館の造営された環境から付与された事例はないが、今後注意する必要があろう。

仲畑遺跡では、ほかに「□寮院」や「□郡」等の墨書土器が見られることから雑太郡・駅・軍団などとの関連も指摘されている。ただ仲畑遺跡は、鍛冶関連遺構や小規模な溝・土壙程度が、確認されただけである。ここでは館関連の遺跡として指摘しておく。

⑼　越後国府

今池遺跡群は、平安時代の越後国府関連遺跡とされている。今池遺跡群は、沖積台地の縁辺の今池・下新町・子安遺跡が調査され、溝や道路などで区画された建物群が確認されている。報告によると、9世紀中頃を境に今池遺跡から子安遺跡へと転換したらしい。各区画は、大形の建物群と付属棟から構成され、とくに子安遺跡では、数棟の付属屋と長大な六間四面屋が、区画内に閑散と存在していた。また上越市調査地点では、海獣葡萄鏡や施釉陶器などの出土がみられた。

なお近年、新潟県では、国府推定地以外でも、和島村門新遺跡や上越市一之口遺跡のように、国司館の主殿に匹敵する大形建物が確認されている（註7）。

⑽　越中国府

『万葉集』の編者とされる大伴家持の赴任先として有名な越中国府跡は、高岡市勝興寺の周辺で3次に亘る発掘調査が行われ、国司館にかかる遺構・遺物が出土している。

区画溝は、御亭角地区で東西溝（SD 1からSD 5）、勝興寺南接地区でやはり東西溝（SD 1）が確認されている。後者は、遺構を調査されていないが、「10世紀以降で戦国時代まで降りる」という。また勝興寺南接地区の区画溝に北接して、平行した二重の掘立柱列が確認され、「廊趾」と報告されている。

これを国庁外郭施設とすると、梁間三間の大形掘立柱建物跡は、下野国府・美濃国府例等から国庁の南に位置する朝集殿的な施設か、三河国府例から国庁後殿、あるいは国庁に南接した国司館などが考えられる。仮に国司館とすると、南に続く美野下遺跡の墨書土器「南□」が注目される。土器は、9世紀後半の高台付椀である。残画を「館」の一部とすると「南館」とみられる。

そこで伏木台地の小字をみると、「東館(ひがしたち)」「西(にし)」「串ヶ館(くしがたち)」「岸ヶ館（きしがたち)」「片原立（かたはらたち)」「大立（おおたち)」「五平立（ごへいたち)」「前館（まえたち)」「後館（うしろたち)」等の地名（註8）に館にかかる地名がみられる。この地名の構成は、①方位・位置＋館（東館・西・前館・後館)、②地名（人名)＋館（串ヶ館・岸ヶ館・片原館・五平館)、③職掌名･規模＋館（大館？）と分類でき、墨書土器は、この中の①類と共通し、地名として残らなかった「南館」の存在を示していようか。

ところで前稿で集成した館関連墨書土器では、①類と同様の墨書土器は、多賀城跡に「南館」が確認できる。この小字地名の時期は不明だが、中世まで越中国の国衙在庁が、伏木台地にあったこ

第11図　越後・加賀国の国司館関連遺跡と出土遺物

とを考慮すると、②類は、在庁官人にかかる館の可能性もある。

しかし②地名（人名）＋館は、国衙在庁官人機構の成立する平安時代後期以降の字句とは限らない。墨書土器では、秋田城跡「濱継一館」（人名）、大谷向原遺跡「高座官」（地名）、山田水呑遺跡「山口館」（地名）等が出土しており、8世紀代から確認できる。

また天平勝寶7歳9月26日の日付を残す村部豊嶋解（『大日本古文書』4―76）は、国司四等官と史生以下の公廨米残存量を示す。史生以下は、次田館（次田連益人の館）・鴨館（鴨朝臣須太例の館）・阿刀館（安都宿禰雄足の館）などそれぞれの館に公廨米を収納していた。

一方、国司四等官は、介宅・掾宅・大目宅など公廨米を宅に収納し、宅に特定の個人名は記されな

かった。それは、守以下の国司四等官の公廨米が、職田として経営されていた現地管理・経営施設の「宅」に納められたからであろう。ここにある宅及び公廨米が、純粋に守以下の交替で継承されたか明らかではないが、国司に館とは別に赴任国に用意された「宅」の実態として、注目すべきであろう。

また史生以下の公廨米は、直接館に収納されていた。つまりここにいう国司の「宅」は、鬼頭氏のいう官舎帳に記された宅であって、私的な経営体としての宅ではない。

ところで美野下地区・勝興寺南地区からは、越中国では流通量の少ない施釉陶器・初期貿易陶磁が、比較的まとまって出土している。報告された灰釉陶器14点は、ほとんど光ヶ丘1号窯式新段階から大原2号窯古段階の東濃産であった(註9)。なお飛騨国の岐阜県国府町内遺跡出土の灰釉陶器

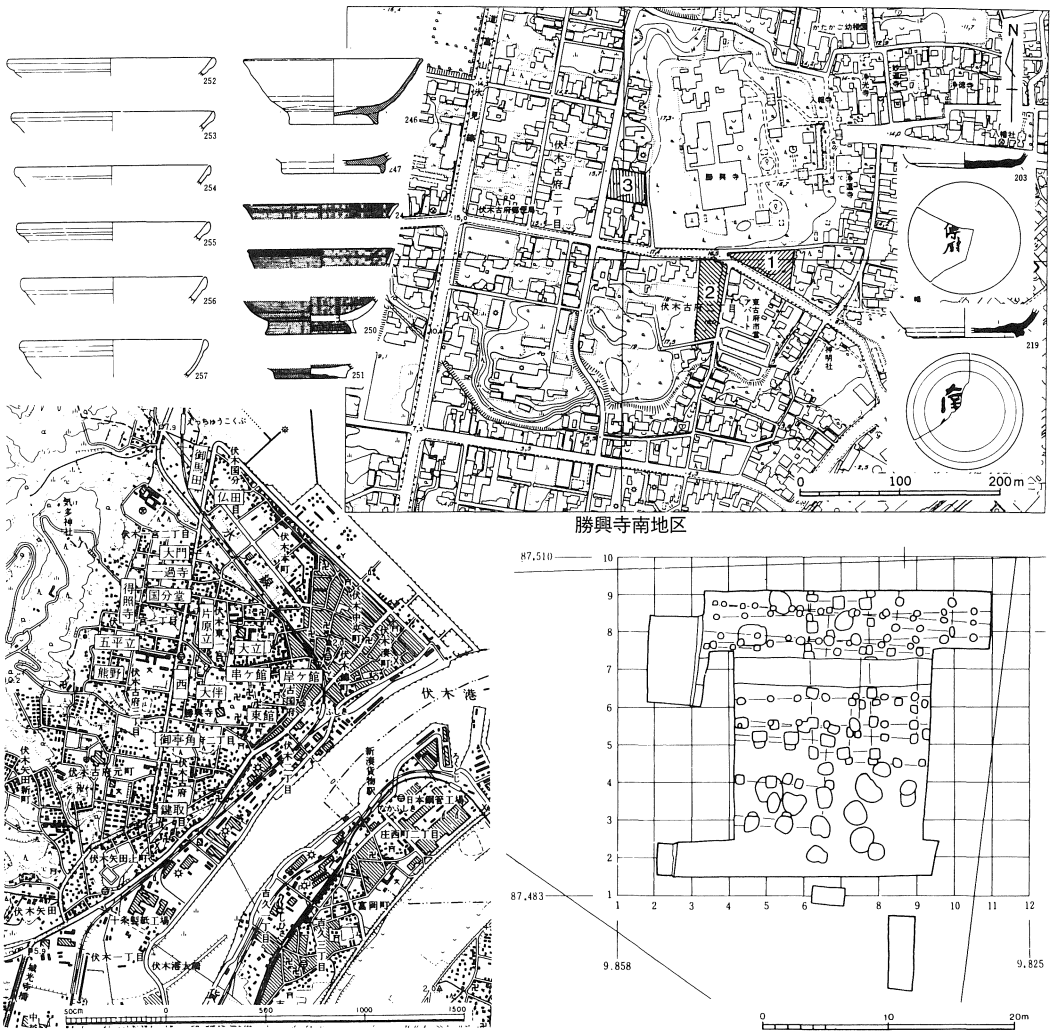

第12図　越中国の国司館関連遺跡と出土遺物

を実見したところ、圧倒的に東濃産の灰釉陶器が多かった。越中国府へは、おそらく飛騨国を経由して流通したと推定される。

一方、緑釉陶器は、京都系・猿投系及び近江系の稜皿・高台付椀・高台付皿（９世紀後半～10世紀）がみられる。初期貿易陶磁（白磁２点）や、亀岡市篠窯跡群産の鉢とともに、平安京を経由し流通したと考えられる。これらの遺物は、都城の消費生活を写した遺物相といえよう。

⑾　加賀国府

加賀国の国府は、金沢市戸水遺跡群周辺とされる。なかでも大形の掘立柱建物群で構成された遺構が、黒田町遺跡や戸水Ｃ遺跡・千木ヤシキダ遺跡などで確認され、国府や国府津とかかる遺跡と予測されている。

とくに金石本町遺跡では、桁行九間以上の屋が確認され、加賀郡家か加賀国府津の可能性が指摘されている。また千木ヤシキダ遺跡では、八間二面屋の国司館に匹敵した大形建物が確認された。小規模な調査のため遺構の広がりは不明瞭だが、区画溝や小規模な複数の屋が、棟方向を揃えて確認されており、地鎮や食器の大量廃棄がみられた。

Ⅰ～Ⅴ期の変遷が示され、Ⅰ期は、加賀国の立国（弘仁14：823年）にかかり、Ⅱ期以降は、国衙機構の「所」の機能を担うとされている。とくに八間二面屋が存在したⅣ期は、山城産緑釉陶器が急速に増加する段階にあたり、出越氏は、「摂津国大計帳案」を引き、「国府と府の併置が、実態を持つものならば」と、その可能性を示唆している（出越　1987）（註10）。

⑿　近江国府

近江国府では、これまで東山道に沿って瀬田廃寺・野畑遺跡（駅家跡）・管池遺跡・国府政庁、そして国司館、あるいは駅家と推定される堂ノ上遺跡等が調査されている。築地塀・区画溝で周囲を区画した中に、瓦葺建物群（のちに掘立柱建物跡群）が確認されている。

近藤正氏による出土瓦の研究によって瓦葺建物は、「奈良後期の要素をもつ軒丸瓦Ａ・軒平瓦Ａ型式が最も遡るものと考えられ、他の各種瓦は降っても平安中期をこえることはないと思われる。瓦葺建物は承和11年（844）には確実に存在」したとされた。また出土土器も８世紀末から９世紀前葉が、きわめて多い。報告では、最終的に勢田駅館とされ、延暦23年（804）に「停㆓山城国山科駅㆒。加㆓近江国勢田駅馬数㆒」（『日本後紀』）とあるように、９世紀初頭の整備拡充と遺跡の盛期を関連付けられた。

近年、山陽道諸国で駅館院と考えられる遺跡が調査され、その実態が明らかとなってきた。例えば落地遺跡（野磨駅家跡）・小犬丸遺跡（布勢駅家跡）などでは、駅館院の建物群が、コの字配列・平行配列であることを考えると、堂ノ上遺跡の瓦葺建物（SB １）は、桁行９間以上（七間四面屋か）の大形建物で、山陽道駅館より遥かに巨大である。しかも大路の山陽道ならば、駅館に瓦葺きを公認されていたが、中路の東山道では、駅館の主殿に瓦葺きが、認められたか疑わしい。『雅実公記』に「亥㆓到着勢田駅㆒、是国司館也、須㆑造㆓借屋㆒也」（承保元年条）とみるように国司館内に駅館が、付帯していたと見るべきであろうか。

ここでは堂ノ上遺跡を他の国司館と同様とし、その主殿としておきたい。また細かく間仕切られた南北棟のSB 3やSB 5は、報告通り厩屋であろう。

⑬ 美作国府

和銅6年（713)、備前国の北半六郡を割き、成立した美作国の国府は、津山市教育委員会によって、比類のない東面した品字形政庁の両脇殿が明らかにされた。

こと国司館にかかる建物群は、中国縦貫自動車道に伴う調査の遺構群が注目される。道路か築地塀が二条の溝で構成され、一部を鍵の手状とする門状の構造となり、内部に建物群が見られた。調査区の西に集中し、西面した「コ」の字形の建物群が、棟筋を揃えて確認された。

遺物は、八世紀から鎌倉時代に及ぶが、なかでも大量の硯や緑釉陶器・青磁が注目され、「計画的に配置された館・厨などの建物」が推定されている（岡田　1992)。出土遺物では、「苫田」「少目」等の墨書土器が注意を引く。「苫田」は、美作国府の所在郡である苫田郡を指し、「少目」は、宝亀6年(776)年の国司定数の変更に伴い、増設された美作国少目を指すという。この「少目」の出土した遺構は、前の区画施設の南面に作られた井戸Ⅳであり、その前面に井戸Ⅰから続く窪地が広がっ

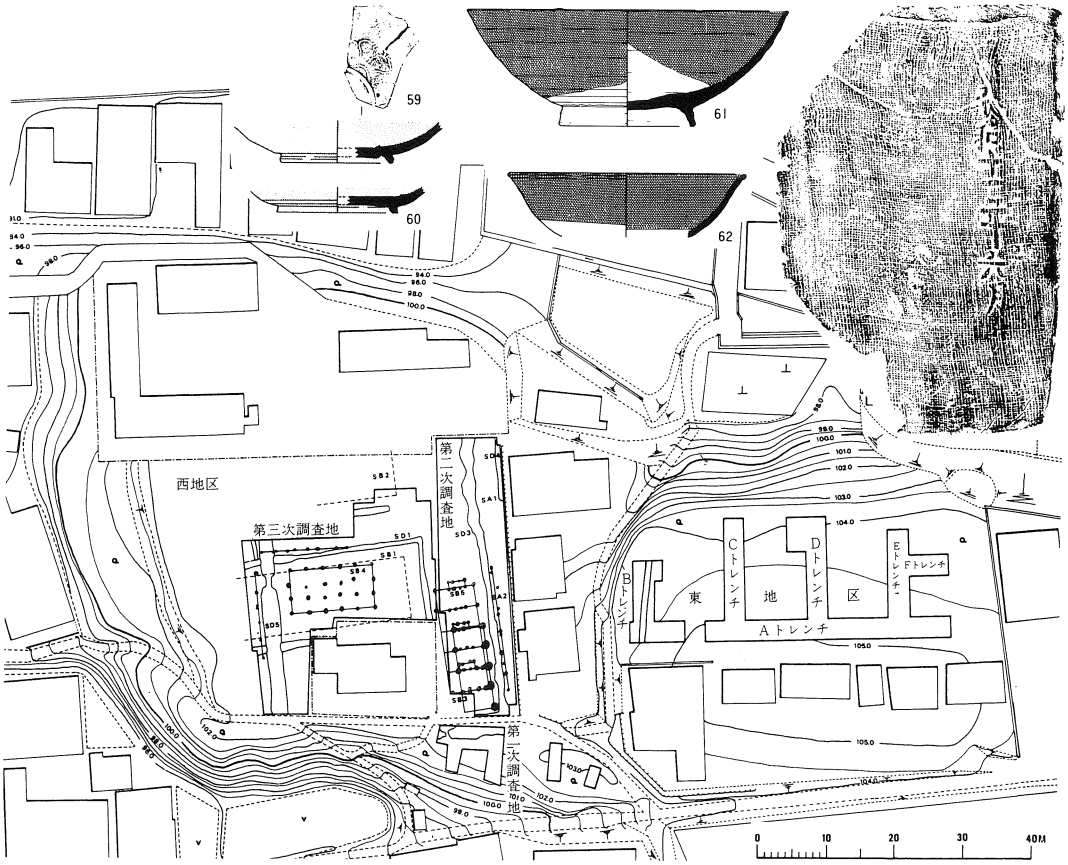

第13図　近江国の国司館関連遺跡と出土遺物

ている（第14図）。谷地を利用した園池の一部かもしれない。

また政庁に南接した総社保育園地区では、区画溝と柵列からなる区画が確認されている。区画内の建物構造は明らかではないが、政庁の至近距離であることから曹司や館、駅館などの施設が想定される。なお調査区は、「客社」という小字がみられる。あるいは『菅家文草』にみる「客舎」（国司館・駅館）と共通しようか。

⑭　周防国府

「国衙土居八町」から国府の方八町説の典型となった周防国府では、これまで100次を超える発掘調査で、７世紀後葉から10世紀の建物群が多数確認されている。未だ国府政庁や山陽道などは確認されず、小規模な建物群が多い。ただし大林達夫氏によると建物群のまとまりは、古代を通じてみられるが、いわゆる「院」を構成していないという。

無論、国司館に直接かかる建物群も確認されていない。しかし丘陵を背にした草園地区では、大形の区画溝と墨書土器「目」が出土した。南北の区画溝 SD 5211・5212の西に建物・柵列が展開し、その南、第51次調査区の流路 SD 3130から墨書土器の「目」が出土した。狭い調査区のため建物群の

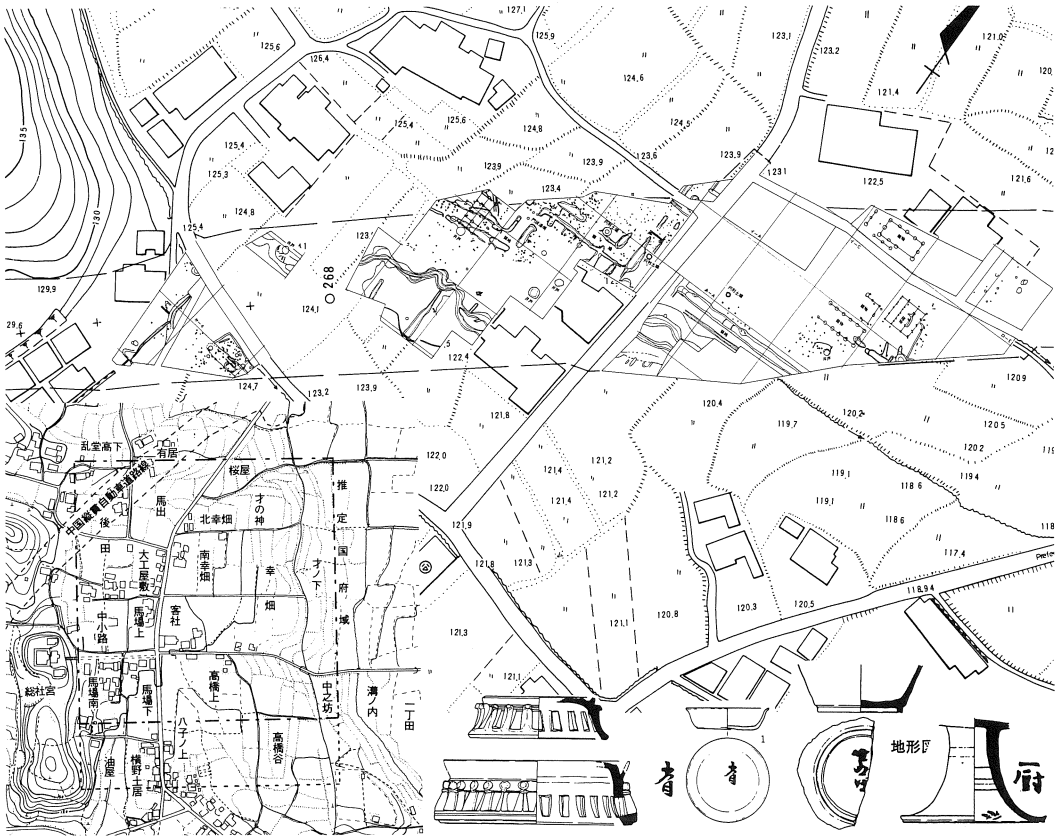

第14図　美作国の国司館関連遺跡と出土遺物

展開は、明らかではない（註11）。

なお船所・浜宮北地区では、施釉陶器や貿易陶磁、九州地方の土器などが出土し、また緑釉陶器の生産にかかるトチンやフイゴ羽口などの出土から、「船所」や「細工（作物）所」が、推定されている。

⑮ 讃岐国府

坂出市府中町の讃岐国府は、これまでに政庁やその他の施設は明らかにされていない(註12)。これまで讃岐国府は、小字が歴史地理学から追求され、ことに国司館にかかる地名として、「天神」「按台（アンダイ）」「右兵衛屋敷（ウヒョウエヤシキ）」「韓屋敷（カラヤシキ）」等が確認されている。『菅家文草』で詠まれた「松山館」は、坂出市高屋町（旧松山村大字高屋）付近の「松山津」（岡田1942）に臨んだ宿泊施設とされ、風光明媚な詩的空間を演出できる場所であったと考えられる。また『菅家文草』の「開法寺」に比定される遺跡は、字「垣ノ内」の開法寺池に礎石とともに残る。なお7世紀末の瓦が出土している。

⑯ 阿波国府

阿波国府では、政庁や国厨家などの諸施設は、確認されていない。神明地区で9世紀前半と11世紀の遺構・遺物が出土している。とくに昭和62年度の調査区では、2時期の遺構群がみられる。前期の遺構は、六間屋と柵列だけだが、後期になると区画溝、これに併行した柵列と五間屋をみることができる。緑釉陶器や灰釉陶器が出土し、腰帯具の蛇尾も出土している。

国司館に直接かかる資料はみられないが、「政所」と記された土師器の皿（11世紀）が出土している。政所は、古代寺院・官衙等の事務経営にかかる建物・場所として見られる。阿波国府の墨書土器「政所」は、『新猿楽記』にみる国衙在庁の諸「所」の政所と共通すると考えられよう。

⑰ 筑後国府

福岡県久留米市の筑後国府跡では、140次を超える発掘調査が行われ、4期に亘る国府政庁の移動が確認されている。すなわち古宮国府→枝光国府→朝妻国府→横道国府への展開である。前稿第3図では、各国府の所在と庇付大形建物の分布を示した。筑後国府跡の中で国司館とされる建物は、「コ」の字配置以外の大形建物群や、高級食器や墨書土器などの出土傾向による推定である。

古宮国府（7世紀後葉）段階の国司館は、明らかではないが、南面する四面庇屋の一部が、67・124次調査で確認されている。

枝光国府（8～9世紀）段階は、ギャクシ地区に内郭・外郭から構成された9世紀後半から末の国守館が想定されている（松村　1983）。これはギャクシ地区の南を限る築地側溝から「守第」（SD 1980）や「介」（SK 1358）とかかれた墨書土器が出土したこと、二重に回る区画施設、大量の施釉陶器・初期貿易陶磁などから想定されたのである。

その後、墨書土器「守第」の読みが、「守館」と変更になった。これはこれまでの国司館の研究にかかる画期的な見解であった（松村　1994）。それは「第」が、個人や家の所有を示し、また個人や

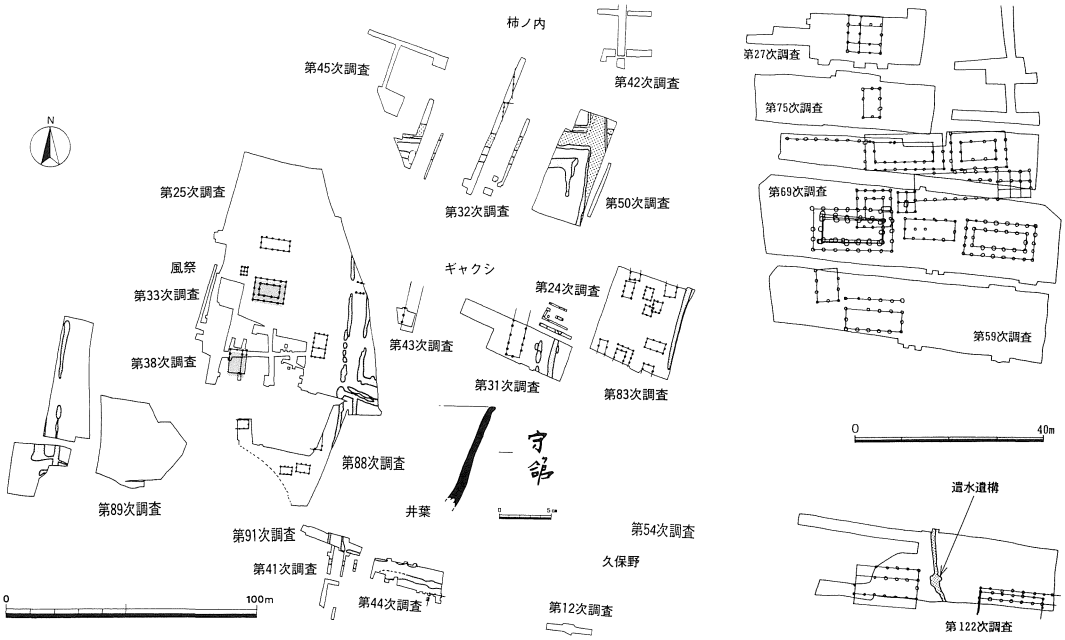

第15図　筑後国の国司館関連遺跡と出土遺物

家への敬意を踏まえた尊称であるのに対し、都城からの派遣官である国司が、留住した建物を「第」と呼称した可能性を否定できる資料となったからである。いずれにせよギャクシ地区の遺構群は、国守にかかる国司館に違いはない。またギャクシ地区のその後の調査で区画施設は、重郭の構造ではなく、複数の「院」で構成されていたことが判明した。しかも築地内の建物は、これまで9世紀後半の東西脇殿の一部が、確認されただけであった。

また西に築地塀を隔てた風祭地区の25・33・38・88次調査では、複数の掘立柱建物跡群が確認され、その中に三間四面の正殿や後殿・西脇殿などで構成される建物配置が見出せる。風祭地区もギャクシ地区同様、南海道に北面し、南海道を挟み北側には、枝光国府政庁が置かれていた。

なお九州大学は、阿弥陀地区の瓦葺建物を調査し、枝光国府の政庁とした。この政庁築地塀と南海道の間には、2・6・52・100次調査で大形の四面屋2棟と六間一面屋が確認されている。これは国庁に対する朝集殿的な建物か、館か判断が困難だが、付け加えておく。

朝妻国府(10世紀中頃〜11世紀後半)段階には、 国府外郭の東、在国司居屋敷地区や南海道の北、上地区に国司館とかかる建物群が確認されている。朝妻国府は、約2町四方の方形区画内を政庁とする。

『高良記』にある「在国司居屋敷」の推定地、朝妻国府政庁東側の調査区では、多数の庇付き東西棟が確認された。なかでも第122次調査区では、SB 4356とSB 4351の間を縫って、遣り水遺構SD 1020が確認された。この遣り水は、味水御井神社「御井」からの湧き水を引いていたようである。遣り水遺構からは、曲水の宴などに使用された坏皿類が大量に出土している。国司を主体とした詩的空間が、形成されていたのであろう。

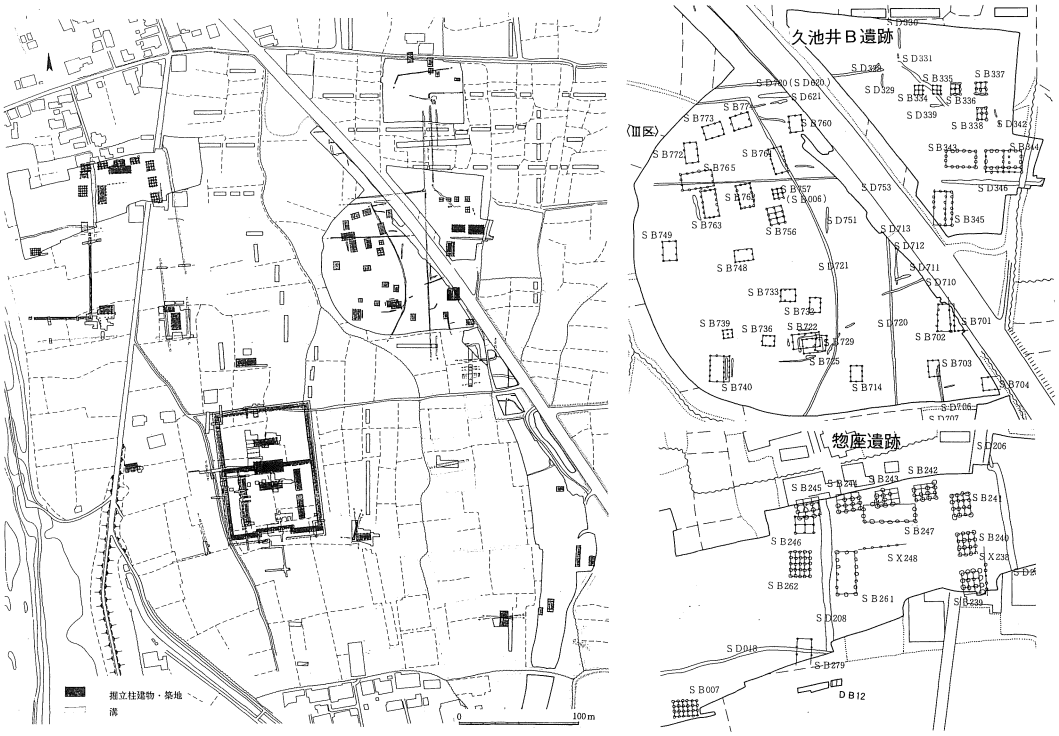

第16図　肥前国の国司館関連遺跡

また上地区でも19・65・128次調査で、在国司居屋敷と併行する段階の大形建物や柵列などが確認されている。五間四面の建物を主殿とし、二面八間の建物を後殿とし、付属屋を置く。在国司居屋敷の建物群は、並列し官舎的だったが、上地区の建物群は、寝殿造り的といえようか。

横道国府　味水御井神社の上位段丘上に形成された第４期国府である。国府としては、第２－Ａ期（11世紀末から12世紀初頭）と第２－Ｂ期（12世紀前半から半ば）に形成されたとされる。『高良記』の「今ノ苻」に相当し、また仁治２年の『筑後国検交替使実録帳』にある「国府院」の建物群と考えられる(註13)。横道遺跡は、12世紀という時代背景を考えると、国庁と国司館を兼ねていた可能性が高い。

⑱　肥前国府

肥前国府は、昭和50年代の確認調査によって、国府政庁が明らかとなり、続く九州横断自動車道にかかる発掘調査で、大形倉庫群（総座遺跡）や、区画溝と掘立柱建物跡群（久池井Ｂ遺跡）などが調査されている（第16図)。

政庁跡は、３期の変遷が認められるが、成立から消滅までの変遷は明らかではない。総座遺跡は、建物の規模や棟方向から３期の変遷が示されている（田平　1990)。第１期（８世紀前半から中頃）は、Ｌ字形に並ぶ総柱建物群と、東を区画した区画溝で構成されるとし、第２期（８世紀後半から９世紀始め)は、２棟の六間屋がＬ字形に並び、区画溝を挟んで西に３棟の総柱倉庫群が展開する。

また大形の廃棄土壙を伴う。そして第3期（9世紀以降）には、小規模な掘立柱建物跡へと転換するという。

第2期の建物は、ともに床束や間仕切りを伴わないが、政庁内の建物に匹敵する大形建物である。この建物や区画の特色を示す遺物はない。第1期の総柱建物群は、正倉群であろうが、これを肥前国府の正倉と見るか、佐嘉郡の郡家正倉とするかは、意見が分かれる。広大な正倉域が、隣接して大形建物を伴うことを積極的に評価し、あるいは政庁が8世紀中頃以降に成立するという点を考慮し、総座遺跡の第1期は、佐嘉郡家正倉院の可能性が高い。

一方、政庁の北東の久池井B遺跡は、国司館にかかる遺跡と評価されている。ただし久池井B遺跡Ⅲ区は、国庁成立以前の8世紀前半から小規模な掘立柱建物跡群がみられ、一定規模の集落であった。ところが政庁成立とともに様相は一変し、Ⅱ区を中心に正方位の大形建物群が編成された。Ⅱ区の南半のSB 343・344・345は、それぞれ形状の異なる掘立柱建物跡で、「主殿」・「脇殿」・付属建物で構成され、主殿とされるSB 344は、身舎の中央に間仕切りをつくり、南面に庇を付帯させた六間一面屋である。北半は、5棟の小形総柱建物群で構成される。5棟は、規模や構造が若干異なり、またこれまで各地で確認された郡家正倉と比較すると、極めて小規模で、山中敏史氏は、国司の職分田や出挙にかかる穎倉等の倉庫群ととらえられている。

この点、「村部豊島の解」（『大日本古文書』第四巻76〜77）は、示唆的である。すなわち、彼の解では、国司四等官の公廨米は、それぞれの宅に保管され、史生以下のそれは、各史生の館に保管されていた。国府近傍に留住した各国の史生の館には、例えば公廨米を保管した倉庫が付属していた可能性もあり、久池井B遺跡の事例は、史生以下の館であったかも知れない。

なお西海道に隣接する肥前国分寺と国分尼寺の中間地点には、「館」の地名がみられ、国司館の存在した可能性を残している。

以上のほか、国司館にかかる墨書土器を出土した遺跡がいくつかみられる。大和国府の推定地である丈六北・丈六南遺跡では、8世紀の9号井戸で墨書土器「館」が出土した。また伊賀国府跡では、墨書土器「目□」が出土した。さらに尾張国府推定地の東畑廃寺跡では、灰釉陶器に「館」と読める文字が書かれていた。出雲国府では、墨書土器「少目」が出土している。備後国府の鳥居遺跡では、墨書土器「権介」が出土した。

また国司館を示す地名では、和泉市府中町（和泉国府）の「御館山」、島根県益田市（石見国府）の「御館府（おたちふ）」などがみられる。

さらに伊勢国府では、政庁の北東300mに8世紀後半の瓦葺き礎石建物（八間以上二面）が確認されており、国司館と推定されている。しかしこれまで地方で、瓦葺建物を伴う国司にかかる建物は見られず、また瓦葺きの制限規定からも一考する必要があろう。

ところで平塚市内の相模国府推定地では、大形建物の柱穴は多数確認されているが、直接国司館にかかる遺構は確認されていない。ただ国府推定地の四ノ宮遺跡群から北へやや外れた林B遺跡で、被熱した大量の緑釉陶器が出土しており、このような消費を行いえるのは、国内でも上位の者しか考えられず、近隣に国司館が存在した可能性は高い。伊予国府でも、蒼社川右岸の八丁1号遺跡か

ら多量の貿易陶磁器や施釉陶器などが出土し、明確な遺構は少ないが、国司にかかる施設の存在が予測されている。

また因幡国府では、国庁の東側に隣接した大権寺地区で、池や大形の建物が確認され、平安時代末期から鎌倉時代始めの国司館跡と推定されている。隣接する政庁の溝から「仁和二年假文」と書かれた題箋軸が出土している（註14）。

まとめ

日本の古代国家は、その形成期にあって、地方支配の政治的舞台装置として、各地に儀式・儀礼の場である政庁を整備した。その整備は、まず外国との窓口となった九州北部、難波津に置かれた外交使節である鴻臚館から始まり、地方支配の要所に総領所の設置し、交通施設である交通路や駅館の造作、国評制の編成に伴い評家の整備が進められた。この古代国家の地方支配の要として、各国には国司が派遣され、その居留生活を支えたのが、各国府に設置された館であった。

本稿では、前稿に引き続き、菅原道真と安都雄足から国司の赴任地の生活を考えた。菅原道真は、讃岐国守として赴任したが、彼は終始「客」としての立場を貫いた。その姿勢は、彼の詩に現われ、自ら居留した国司館を「客館」と表現した。

一方、造石山所主典の安都雄足の宅には、造石山所主典の執務を掌る場（主典所）の機能が、併置

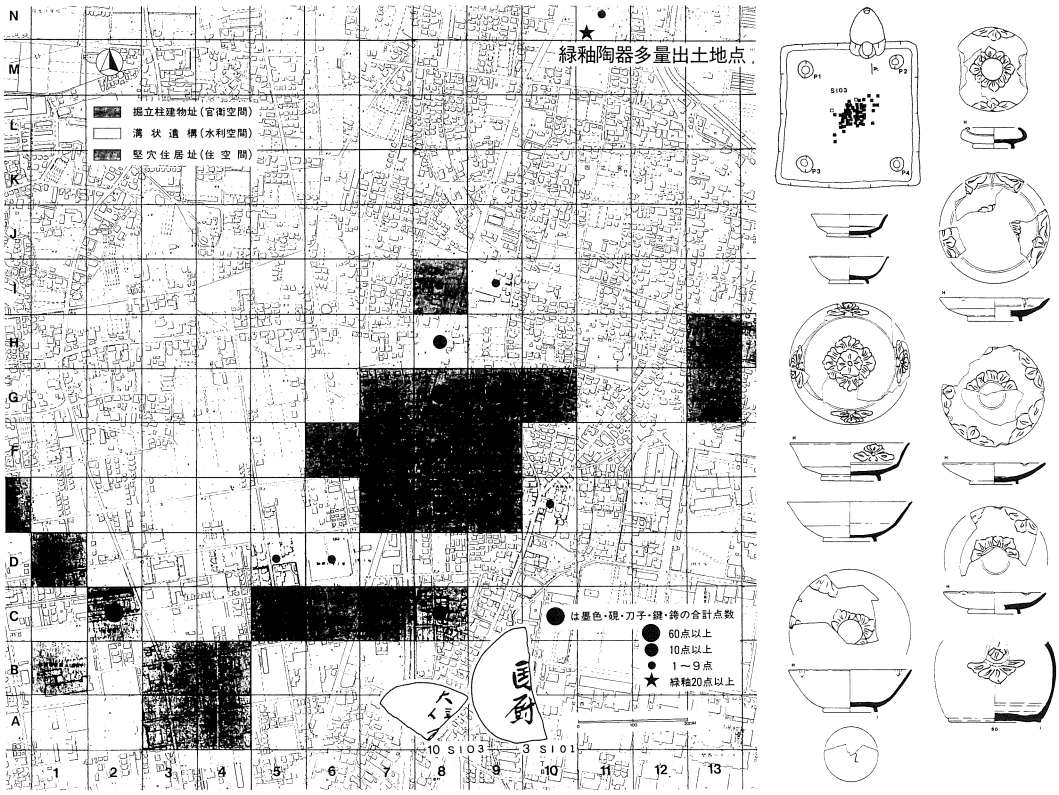

第17図　相模国の国司館関連遺跡と出土遺物

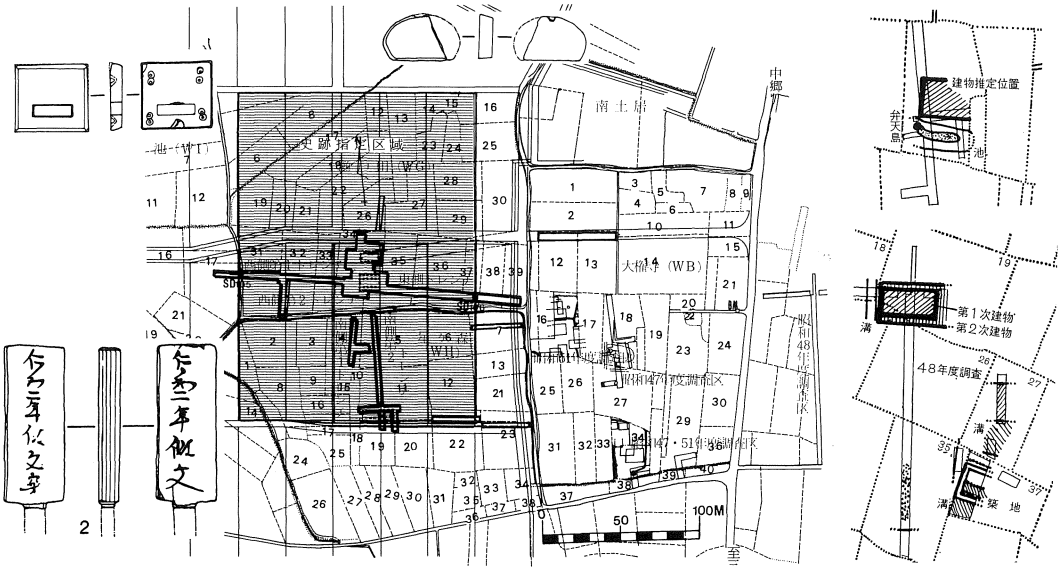

第18図　因幡国の国司館関連遺跡と出土遺物

されていた可能性を確認した。かつて越前国史生であった彼も館を使用し、その館には、公廨米が置かれていたことから、国庁近郊の史生の館には、公廨米を置く倉庫が、併置されていたといえよう。

また発掘調査事例の集成から、国庁近郊の国司館には、次のような特色を見出せた。前稿と重複する箇所もあるが、まとめておきたい。

外郭施設　独立丘陵上に設置された国司館では、土塁・築地や柵列は認められていない（多賀城市川橋遺跡館前地区・大臣宮地区）。また丘陵（台地）端部に設置された国司館も、少なくとも縁辺部に土塁・築地や柵列の痕跡は確認できない（越中国府・三河国府・近江国府）。しかし一般的な平坦地、とくに官道や国府内の主要施設の連絡路に面した国司館では、築地や柵列・道路などで、外郭が形成されていた（多賀城山王遺跡多賀前地区・千刈田地区、下野国府、武蔵国府宮町１町目遺跡、美作国府等）。さらに多賀城山王遺跡では、一定の地割内に各施設が配置されていたが、こうした状況の全国的な普遍性は、確認されていない。

建物配置　古代を通じ、国司館にかかる遺跡には、主殿となる庇付きの大形建物が認められた。とくに８世紀代の国司館では、主殿の南に近接して前殿が認められた（多賀城市川橋遺跡館前地区・下野国府22～27次調査区）。また８世紀後葉以降、主殿に近接し、脇殿がＬ字型に配置されるようになる（多賀城山王遺跡千刈田地区・下野国府２～７次調査区・遠江国府・近江国府堂ノ上遺跡・筑後国府ギャクシ地区・肥前国府久池井Ｂ遺跡）。さらに11世紀以降、同規模の大型建物が、並置されるようになる（筑後国府）。

国司館内の施設　国司館には、主殿・前殿（脇殿）の他に小規模な屋舎が、数棟確認できる。そのなかで国司館内に小規模な倉庫を複数棟設置した肥前国府久池井Ｂ遺跡は、史生が公廨米を館の内部に保管していた事実とのかかわりを指摘した。

また国司館内に竪穴式住居跡の確認される例は少ない。大形井戸が確認でき、厨としての機能を指摘できる建物もみられる。池・遣り水の確認できる国司館がある（多賀城山王遺跡多賀前地区・下野国府２～７次調査区・筑後国府朝妻地区）。

出土土器　国司館にかかる各遺跡では、一般集落に比較し、灰釉陶器の出土量が多い。また緑釉陶器の集中的な出土がみられる。さらに北部九州や平安京では、出土の稀な初期貿易陶磁が多量に出土する。

このほかにも奢侈的な出土遺物が多く、また煮沸具に比較し、食膳具の出土量が多く、集中出土がままみられる（多賀城山王遺跡千刈田地区・筑後国府等）。

墨書土器　墨書土器は、国司四等官名や国博士・史生等の派遣官の職名や「館」「殿」「厨」などの建物名が書かれていた。ことに国司館にかかる遺跡以外では、中央からの派遣官にかかる字句の墨書土器が、ほとんど出土しておらず、墨書土器は、移動を前提として扱う必要があるとは言いながら、その出土の限定性は注意しておく必要があろう。

以上、国司館の調査の現況を確認した。ただ確実な、そして豊富な情報量を備えた国司館の遺跡は、陸奥国・下野国や筑後国の例など数例にすぎず、多くの例が、推定の域を出ていない。そのため時期尚早の感もあるが、あえて現況の資料をまとめ、今後の資料の増加を待つこととした。また今後、郡家の館や駅の館と、国内の職田や宅の出挙経営などにかかる国司の部内巡行、留住していく国司や従者など、あるいは国司館の変遷を通じて、古代国家の地方支配がどのように変化したかについては、郡領の家との比較検討を経た上で、稿を改め考えていきたい。

最後になったが、本稿に当たって下記の方々にご教示いただいた。ご芳名を記させていただくことで、御礼に変えたい。

明石　新・網田龍生・荒井健治・一山　典・石川俊秀・伊藤邦宏・片桐孝浩・木島慎二・黒沢彰哉・笹沢正史・加賀美省一・佐野五十三・田熊清彦・田中稿二・津川ひとみ・新田　剛・林　弘之・前田清彦・村田晃一・松村一良・安川豊史・山中敏史・吉瀬勝康（五十音順）

註

(1)　木村徳国　『古代建築のイメージ』・吉田　孝　『律令国家と古代社会』「イエとヤケ」

(2)　陸奥国宇多郡にかかり、山王遺跡で出土した「宇多」関連墨書土器について『多賀城市史』では、山王遺跡伏石地区出土の題箋軸木簡の事例から、国府内に設置された陸奥国愛津郡の執務機関と同様の施設の存在を示唆する機関とし、『山王遺跡Ⅳ』では、人面墨書土器とともに、河川跡から出土したことから「宇多」を氏とする人々の祭祀の場とされた。

国府内から郡名の書かれた墨書土器が、出土することは決して珍しくはない。山王遺跡多賀前地区で確認したように墨書の書かれた時点に問題が残るが、国内の各郡からの進上や、国府内に置かれた各郡の執務機関であった可能性が高い。陸奥国府以外に以下の例が挙げられる。

下総国府では、下総総社跡遺跡の５号住居跡から大量の土器が出土し、なかに「相馬」の墨書土器を確認することができる。この大量の土器は、第５号住居跡の埋没過程で一括廃棄したと考えられ、８世紀後葉に国厨家に収納されていた土器が、一括廃棄されたと報告された。「相馬」の書かれた墨書土器は、３点出土しており、内２点が須恵器高台付き椀、１点が土師器坏である。この土器が、国を越えた常陸国の新治窯跡群産の坏である点は、相馬郡が、国府（国厨家）の需要に応え、下総国府周辺、あるいは相馬郡の須恵器の市場を独占していた、常陸国内の新

治窯跡群で生産された製品を都合し、進上したと考えたい。

また下総国分寺からは「匝」(匝瑳郡)「海上□」(海上郡)、国府台遺跡から「埴生」(埴生郡)が、それぞれ出土しており、下総国各郡から国府や国分寺に進上された土器がそれぞれの部所へ分配されたものといえよう。

これとは別に8世紀後葉に市川市須和田遺跡からは、「博士館」と記された墨書土器が出土しており、国学にかかる博士の居留施設が存在したことを明示している。

(3) この墨書土器は、官衙造営期にあたる竪穴住居跡の遺構確認面から2点出土している。

(4) 門が、政庁からの中軸道である南大路に面せず、東西塀に取り付いていたことは、平城京の朱雀大路と諸門の関係、「四行四門の制」とかかり地方の国府でも、中軸路にかからないように南面に正門を設けたとされている。

(5) 同トレンチ第2号住居跡(11世紀後半)からは、鳥の戯画が見込み部に線刻された坏が出土した。肥前国府の出土例と類似している。

(6) 御殿・二之宮遺跡では、他の調査地点で「綾生」「豊毅」等の国府にかかる墨書土器も出土している。

(7) この点について坂井秀弥氏は、9世紀中葉から後半にかけて「山三賀型集落から一之口型集落へと展開する」とし、集落の解体と官衙の集落への埋没過程を論じられている(坂井 1994)。

(8) 古岡英明 「大伴家持とその時代」『たかおか―歴史との出合い―』P38ページの図を参照。

(9) 東濃産の灰釉陶器が、主体を占める傾向は、高岡市の中保B遺跡でも確認した。

(10) 加賀国における国司館とかかる墨書土器は、荒木田遺跡「□(大)目」「所」、東大寺横江庄とかかる上荒屋遺跡からも「館」(2点)出土している。隣接する松任市横江庄遺跡では、近年確認調査によって、大規模な倉庫群が確認され、庄家か石川郡家にかかる倉庫群とされている。いずれにしても、国府近郊以外で郡家や庄家にかかる一角に営まれた館が、存在したことを示す貴重な資料と言えよう。

(11) 推定国庁域南方の築地地区では、11世紀前半代から中頃にかけての国司館関連の遺構が確認されている(98次)ようだが、詳細は分からない。

(12) 1982年の国庫補助事業によって行われた第3調査地で、三間×四間の総柱建物が確認されている。ただしこの建物が、国府にかかる施設か郡家にかかる施設か明らかではない。

(13) 筑後国府の東に御井郡家か寺院か見解の揺れるヘボノ木遺跡があり、この北に隣接して館とされている一角がある(園井 1994)。ヘボノ木遺跡北地区とされた区域で、築地塀と南北棟の小規模な屋群と庇を持った五間屋から構成されている。7世紀末から8世紀半ばにかけての形成といわれている。ここでは事例の呈示にとどめておきたい。

(14) この他伊豆国の国府にかかる遺跡としては、三島大社境内遺跡・上才塚遺跡などが発掘調査されている。三島大社境内遺跡では、小規模な調査区ながら、大形の掘り方の掘立柱建物跡が確認されている。上才塚遺跡では、L字形の区画溝・柵列、掘立柱建物跡などがみられる。両者とも調査面積が小さく、建物の性格を推定するまで至らない。あるいは駅館か。瑪瑙の巡方が出土している。

※ 本稿は、国司の館にかかる基礎的な資料を提示することに重点をおいた。各国の国司館にかかる基本文献は、1996年度の日本考古学協会三重大会編『国府―畿内・七道の様相―』を参照した。その他の文献については、「郡領の家」との検討を行った後にまとめて掲載させていただきたく考えている。

研 究 紀 要　第14号

1 9 9 8

平成10年３月25日　印刷

平成10年３月31日　発行

発　行　財団法人　埼玉県埋蔵文化財調査事業団

〒369-0108　大里郡大里村船木台４丁目４番地１

☎0493―39―3955

印　刷　朝日印刷工業株式会社